

第二部 行政編

## 第一章 議 会

## 一 議会審議の状況

## 第51表

本会議の開会回数 会議日数 案件

|      |    |     |      |      |    |     |      |
|------|----|-----|------|------|----|-----|------|
| 72年度 | 7回 | 15日 | 111件 | 8年度  | 4回 | 8日  | 95件  |
| 63年度 | 6回 | 13日 | 80件  | 9年度  | 8回 | 12日 | 106件 |
| 元年度  | 6回 | 14日 | 104件 | 10年度 | 7回 | 11日 | 98件  |
| 2年度  | 7回 | 15日 | 97件  | 11年度 | 6回 | 11日 | 109件 |
| 3年度  | 8回 | 15日 | 107件 | 12年度 | 6回 | 12日 | 106件 |
| 4年度  | 7回 | 14日 | 118件 | 13年度 | 8回 | 15日 | 93件  |
| 5年度  | 7回 | 14日 | 115件 | 14年度 | 6回 | 14日 | 114件 |
| 6年度  | 6回 | 13日 | 94件  | 15年度 | 7回 | 15日 | 77件  |
| 7年度  | 6回 | 10日 | 92件  |      |    |     |      |

第51表は、本会議のみについて掲げたものであり、他に委員会、全員協議会が開かれている。また、開会回数のうち年四回は定例会で、その他は臨時会である。

## 特別委員会

## 1 企業誘致調査特別委員会 (元・3・10設置)

○目的 町の活性化に向け、久留味川工業団地、北部開発など企業誘致対策に関する調査

## 2 社会教育施設建設に関する調査特別委員会

(3・8・1設置)

○目的 町民のもっとも関心の高い館の建設

文化ホール規模について意見の相違があることから将来に禍根を残さないため規模等に関する調査

## 3 国際化対策調査特別委員会 (3・10・2設置)

○目的 国際化時代を迎え、空港所在町として各

種の国際交流が行われていることから急速に進む国際化への積極的な対応に関する調査

## 4 空港騒音対策特別委員会 (4・3・27設置)

○目的 鹿兒島空港の運用時間延長問題について、地域住民をはじめ町民の民生安定を

図るための調査

○調査事項 「鹿児島空港周辺地域環境整備対策」の

実施案の検討、広島空港の調査研修、基金設置による地域の騒音対策について

5 高規格道路等に関する調査特別委員会

(12・3・27設置)

○目的 高規格道路等が我が町に及ぶ影響と事業

の進捗状況の調査

○調査事項 土木事務所、本庁道路建設課での高規格

道路の現況と今後の計画、北薩空港道路の横川町野坂地区一部完成による交通量の増加に伴う対応策について

6 鹿児島臨空団地整備等促進調査特別委員会

(12・6・22設置)

○目的 臨空工業団地の早期整備と企業誘致促進

の調査・検討

7 廃棄物処理対策調査特別委員会(12・12・12設置)

○目的 廃棄物の減量化と適正処理、リサイクル推進による資源循環型社会の実現に向け

調査研修

○調査事項 リサイクルセンター及び廃棄物処理施設

の調査、研修(福岡県筑後市、千葉県千葉市、同栄町)

8 市町村合併等調査特別委員会(14・7・10設置)

○目的 町の将来を左右する重大課題として合併の可否を含めた調査研究

○調査事項 合併に関する先進地(熊本県免田町、福岡県宗像市)の研修、研修会の開催、意

見交換会の開催

○審議状況 付託となった始良中央地区合併協議会

(法定)の設置議案について特別委員会において平成十四年十二月二十日可決した。

9 競輪場外車券売場設置計画に関する調査特別委員会

(14・12・6設置)

○目的 溝辺地域全体の活性化対策とこれらにま

つわる諸問題等の調査

○調査事項 学習会及び設置自治体の財政状況、環境

影響調査

○審議状況 設置業者からの場外車券発売所施設の設

置に関する陳情書を平成十四年十二月二十日採択した。

# 10 市町村合併等調査特別委員会(15・5・1設置)

○目的 議會議員改選により再設置した。

## 決 議

1 米の市場開放反対に関する要望決議(昭和63・10・4)  
米国精米業者協会が、我が国の米の市場開放を米国通商代表部に再提訴したことを受け、政府、国会において米国政府に対し毅然たる姿勢で提訴の却下を求めるよう要望したもの。

2 国庫補助負担率の復元に関する決議(昭和63・10・4)  
国の財政難から「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」により、昭和六十三年度までの暫定措置として昭和六十年から再三にわたり補助負担率の引き下げがなされてきたが、今年度限りで終了することに伴いこの措置以前の水準に復元を求めたもの。

3 公職選挙法の遵守及び趣旨徹底に関する決議

(平成2・3・29)

政治家の寄付、時候のあいさつ状、あいさつを目的とした有料広告の禁止、寄付の勧誘・要求の禁止など罰則強化を規定した公職選挙法の改正が平成二年に施行されたことから、責任ある議會議員として、この法律を誠心誠意遵守することとしたもの。

4 北方領土早期返還に関する決議(平成2・12・19)

北方領土(歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島)は、我が国固有の領土であり、これの返還は長年にわたる全国民の悲願であることから北方領土早期返還の懸案解決を強く要望したもの。

5 暴力追放に関する決議(平成6・3・25)

暴力追放に関する決議を求める陳情を採択したことにより「明るく住み良い郷土鹿児島をつくるため、全力をあげて暴力団追放に邁進する」とした決議。

6 違法銃器根絶に関する決議(平成8・12・24)

平穏な社会生活を確保していくためには、取締機関による違法銃器の摘発はもとより、住民が関心を高め、けん銃等の不法所持を許さない世論の形成と環境づくりが重要なこととし、当局による徹底した取締りの要望と関係機関一体となって違法銃器を根絶し、住民の

安全と平穩を確保するもの。

7 夕暮れ時における早めの点灯決議(平成14・7・10)

県下の交通事故は年々増加傾向にあり、特に日没前後の午後五時頃から七時頃までの時間帯に集中している現状から、事故防止の基本行動として「夕暮れ時における早めの点灯」の決議をした。

## 二 歴代議長・副議長

### ◇議長

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 満塩 郁夫 | 昭和62年5月1日～平成元年4月30日 |
| 福永 春雄 | 平成元年5月1日～平成3年4月30日  |
| 今吉 耕夫 | 平成3年5月1日～平成4年2月28日  |
| 岩元 秀則 | 平成4年3月1日～平成5年5月5日   |
| 春田 忍  | 平成5年5月6日～平成7年4月30日  |
| 藏園 幸夫 | 平成7年5月1日～平成9年4月30日  |
| 福永 忍  | 平成9年5月1日～平成13年4月30日 |
| 笹峯 護  | 平成13年5月1日～現在        |

### ◇副議長

岩元 秀則 昭和62年5月1日～平成元年4月30日

今吉 耕夫 平成元年5月1日～平成3年4月30日

春田 忍 平成3年5月6日～平成5年5月5日

藏園 幸夫 平成5年5月6日～平成7年4月30日

福永 忍 平成7年5月1日～平成9年4月30日

笹峯 護 平成9年5月1日～平成13年4月30日

今村日出子 平成13年5月1日～平成15年4月30日

木場 幸一 平成15年5月1日～現在

### ◇町議会議員

議員定数は、昭和三十年の一般選挙から議員定数減少条例により二二から四減の一八であったが、平成十一年三月地域の実態、民意の動向を見極め、県下町村の削減状況など総合的判断から議員発議により一六とした。

○平成3年4月21日一般選挙(定数18)

池澤正人、重森吉利、岩元秀則、今村優、福永忍

延時力藏、松田一夫、今吉康己、有村四郎、藏園幸夫

今村日出子、笹峯護、丸山忍、岩元英雄、竹下睦旺

山下勝義、春田忍、今吉耕夫

○平成7年4月23日一般選挙(定数18)

山下勝義、有村四郎、重森吉利、今吉歳晴、岩元英雄

今吉康己、春田忍、木場幸一、今村優、國生政一、

笹峯護、竹下睦旺、神田橋景光、野村勝次

池澤正人、今村日出子、福永忍、藏園幸夫

○平成11年4月25日一般選挙(定数16)

今吉康己、今吉歳晴、飯屋園孜、春田忍、國生四郎

藤井宏一、野村勝次、長野武弘、國生政一

今村日出子、山下勝義、木場幸一、長野清則

池澤正人、笹峯護、福永忍

○平成15年4月27日一般選挙(定数16) 無投票

山下勝義、長野清則、今村日出子、長野武弘

藤井宏一、今吉歳晴、飯屋園孜、今吉康己、

池澤正人、國生政一、西溜丸美、野村勝次、

福永忍、國生四郎、木場幸一、笹峯護

◇議会体制

平成十五年五月一日以降現在における議会体制は、次

の通りである。

議長 笹峯護 副議長 木場幸一

総務財務常任委員会(◎委員長○副委員長)

◎今吉歳晴 ○國生四郎、山下勝義、今村日出子、

福永忍、笹峯護

文教厚生常任委員会

◎野村勝次 ○藤井宏一、長野武弘、國生政一、

木場幸一

建設経済常任委員会

◎長野清則 ○西溜丸美、飯屋園孜、今吉康己、

池澤正人

議会運営委員会

◎木場幸一 ○今吉歳晴、野村勝次、長野清則、

福永忍

始良郡西部消防組合議会議員 笹峯護

始良郡西部衛生処理組合議会議員 笹峯護、長野武弘

始良中部地区合併協議会委員 笹峯護、木場幸一

## 第二章 行政・組織・機構

### 一 歴代三役

◇町長

今吉 衛 昭和61年6月～平成6年6月(8・9代)

岩元 勝芳 平成6年6月～平成14年6月(10・11代)

有村 久行 平成14年6月～現在(12代)

◇助 役

岩元 勝芳 昭和61年8月～平成6年1月

有村 久行 平成6年6月～平成13年12月

重丸 紘美 平成14年8月～現在

◇収入役

上原 良喬 昭和61年8月～平成6年6月

重丸 紘美 平成6年8月～平成14年7月

岩下 奎吾 平成14年8月～現在

歴代首長とその周辺

今吉 衛 八・九代町長(昭和61年6月～平成6年6月)

今吉 衛は、陵北自治公の出身で昭和二十一年溝辺村に復員係兼学務係として奉職、戦後混乱期の終戦処理にあたった。二十三年四月から一年間溝辺小学校で教鞭をとり、その後家庭の事情もあり農業に従事、三十五年五月乞われて役場に再就職、折しも国民年金制度の法制化がなされ、年金加入推進にその敏腕を振るった。三十七年九月より議会事務局長、企画課長、建設課長、総務課長を歴任、五十七年には当時の有馬町長の補佐役として

助役に、その間北部開発にまつわる二幸や京王帝都電鉄などの処理対策、コミュニティセンター食堂委託業者対策等その解決に手腕を発揮した。六十一年六月、四期一六年にわたる有馬町政の託すべき確かな後継者として第八代町長に就任した。豊富な経験と細心の気配りをもつて、「熟慮・決断・実行」を基本に、また「故郷の為に誠をささげ、友の為に涙を流し、自分の為には汗を出せ」を座右の銘として町政の進展に力を注ぎ、その間、対話の町政の推進、久留味川農村工業団地の造成と企業誘致、農村総合モデル事業の導入、西郷公園の整備、グリーン文化ホール「みそめ館」建設、たかや太鼓、人材育成基金の創設、北部開発の拠点としたかこしま空港溝辺カントリークラブの着工、十三塚原畑総事業の完成、防災行政無線の整備、増健と福祉の町づくりの拠点とした保健福祉センター建設の着手、空港周辺環境整備基金設置、都市計画事業の推進などその功績は大きい。町長勇退後、その功績から二類功労者として、さらに平成十一年には、終生その榮譽を称えるに足る功績が顕著であるとして一類功労者に推挙された。

**岩元勝芳** 十・十一代町長(平成6年6月～平成14年6月)

岩元勝芳は、水尻横頭自治公の出身で二十年復員、戦後の食糧事情の厳しい中、農林省食糧管理事務取扱委員として従事、二十三年三月当時の溝辺村役場に奉職、食糧の需給事務に当たった。その後、三十八年農業基本法の公布により、農業構造改善事務局員として畑台地の基盤整備計画の策定に従事、四十年には、給食センター事務長として、地元でとれた野菜を子どもたちにとの思いから地元農家に働きかけ野菜協議会を設立、現在もその成果は引き継がれ、地産地消の草分け的存在となっている。四十五年八月より総務・建設・企画・社会教育課長・収入役を経て六十一年助役に選任され、当時の今吉町長の補佐役としてその力量を発揮した。特に、町政の均衡を意図とした北部開発、町おこしに取り組む若者グループの大西郷像建立への情熱に応え、よき相談役として、またその実現に努力した。

平成六年、前今吉町長の後継者として行政歴四六年のキャリアを持って町長選に出馬した。実に三二年ぶりの町内居住者同士の選挙戦となったが、町民の信任を得て第十代町長に就任、「人・まち・みどり」がキラリと光

る文化と福祉、産業のまちを掲げ、奨学金貸付制度、介護手当の支給、茶主産地形成事業として茶園面積拡大、農地流動化奨励金制度、みぞべ温泉の再掘とふれあい温泉センターの建設、シルバー人材センターの設立、各学校の大規模改造、給食センター改築、県営住宅の誘致等々その業績は大きなものがある。特に空港所在町として、その恩恵を広く町内に、「地域に元気を」との思いから各自治公民館を対象とした「増健とふれあいの地域づくり事業」の展開は特筆すべきであろう。また平成十三年には始良伊佐両郡町長会会長をつとめ、県町村会副会長・県市町村自治会館管理者・県町村職員退職手当組合議会議長や始良郡西部衛生処理組合管理者に就任した。二期八年にわたり町政を担当、その行政手腕と経験を持つて数多くの業績を残し、職を現有村町長に継いだ。

**有村久行** 十二代町長(平成14年6月～現在)

有村久行は、玉利自治公の出身で高校卒業と同時に就農し、青年団活動のリーダーとして活躍した。三十六年三月溝辺町役場に奉職、総務課税務係を振り出しに農業構造改善事業、四十三年には空港問題対策室主任として、空港建設諸問題の対応や用地・補償交渉に日夜を問わず

奔走した。四十六年企画課長補佐として過疎計画、第一次長期振興計画策定の中心的役割や九州縦貫自動車道対策業務に当たった。四十九年総務課長補佐を経て、五十五年から耕地、経済、総務各課長を歴任した。その間十三塚原・竹子原畑総事業の推進及び畑かん営農対策、西郷像建立募金活動が目標額にほど遠いことから、当時の今吉町長の命を受け、県庁各課をはじめ、他市町及び企業等に精力的に動いた。

平成六年助役に選任され、前岩元町長の補佐役としてその敏腕を振るった。平成十三年第四回定例議会で、岩元町長の勇退表明を受け、十四年一月岩元町政の継承を掲げ出馬を表明、同年五月無投票で初当選、第十二代町長に就任した。地方財政が危機的状况の中で、市町村合併や始良郡西部衛生処理組合焼却施設の設置箇所問題など山積する時期での就任であったが、持ち前の行動力と決断力をもって事に当たり、人材育成基金の有効活用策や新世代地域ケーブルテレビ施設整備、多目的交流施設の導入に県を駆けずり回り、その建設の実現をなした。「郷土を愛し、きれいな町づくり、人にやさしい町政を」の公約具現に向けた町政を推進中である。

## 二 表彰 ― 輝く功績

### ○叙位、叙勲

**有馬四郎** 勲五等双光旭日章(平成元年春地方自治功勞)

有馬四郎は、この道一筋―昭和四十五年から一六年間町長の職にあり、農業振興と青少年教育の二つを一貫として政策の柱に町政に取り組むなど、町政推進への貢献はもとより、鹿児島空港建設計画に沿って、地域住民との協議を積極的に進め、国際空港の建設推進に尽力した。昭和四十七年開港後も、九州縦貫自動車道をはじめ国道・県道の整備促進と町道の建設を図り、臨空産業都市としての交通体系の整備に大きく貢献した。特に十三塚原畑地かんがい事業の功績等の評価もさることながら、農林水産行政に関する市町村懇談会の九州ブロック代表委員や、全国国土調査推進協議会副会長を務めるなど国県段階での貢献も大きい。

**馬場シツ子** 勲五等瑞宝章(平成八年秋、社会福祉功勞)

馬場シツ子は、民生児童委員を四二年間にわたり務め、地域また本町福祉の増進に寄与し、あらゆる福祉活動に

貢献した。また昭和十五年助産婦資格取得以来、一五〇〇件余りの分娩を取り扱うなど、分娩介助の傍ら、地域住民の家族計画指導や新生児訪問指導をはじめ、本町母子保健への向上に大きく寄与した。また保護司として、細やかな心遣いと温厚・誠実・情熱をもって、青少年の健全育成に努める一方、溝辺町社会福祉協議会理事・評議員や社団法人鹿児島県助産婦会第二副会長等の要職を歴任、長年にわたり幅広い活動を通して社会福祉の向上に尽くされた功績は顕著である。

**末元正己** 勲五等瑞宝章(平成十五年春、地方自治功労)

末元正己は、昭和三十六年選挙管理委員会委員に選出され、以来八期三一年間、うち委員長として四期一六年間の永きにわたり本町選挙の執行や選挙制度の住民への啓発及び明るい選挙の推進に尽力された功績が極めて顕著であり、選挙一筋三〇年以上という比類希なる功績による。

**黒木公博** 旭日雙光章(平成十五年秋、中小企業振興)

黒木公博は、家業の電気設備会社を営みながら、昭和三十八年に溝辺町商工会理事を振り出しに、途中副会長を経て昭和五十七年から商工会長の要職に就き、商工会

員の増強対策やカップイ商品券の創設など、商工会の育成強化に努め平成十六年三月、後進へ職を引継いだ。更には県商工会連合会理事、副会長に就任するなど終始一貫中小企業振興に尽力した。

この間、氏の功績に対し中小企業庁長官表彰や通商産業大臣表彰の栄に浴したほか、青年時代の病気による身体の故障を克服、自立厚生により厚生大臣表彰も受賞した。奉仕の精神のもと中小企業振興に捧げた功績は顕著である。

○褒賞

**福永春雄** 藍綬褒章(平成三年春)

福永春雄は、昭和二十七年溝辺町消防団に入団、以来昭和四十六年から一七年間消防団長を務め、災害時における迅速適切な対応と団員の訓練など住民の生命、財産の保護のため、三六年の永きにわたり尽力された功績により内閣総理大臣より藍綬褒章の栄に浴した。

○県民表彰

**有馬四郎**

自治功労部門(平成三年度)

**馬場シツ子**

社会福祉部門(平成十四年度)

○町民表彰

広く町民の中から各部門において、町民福祉に貢献し、特に功績顕著な者を表彰し、自治の振興を促進する目的で平成三年九月、溝辺町民表彰条例を制定した。表彰は、一類功労表彰、二類功労表彰及び特別表彰の三種類とし、毎年十一月三日開催の溝辺ふるさと祭り式典で表彰することとした。功労者には功労章、表彰状、記念品の贈呈のほか、公の式典への参列、死亡の際の弔花・弔慰金の贈呈等特典が与えられ、更に一類功労者には、年金の支給、死亡の際の弔辞、町葬でもって弔う特典、待遇を与えるものとした。

1 一類功労名誉町民

一類功労者は、本町の地方自治、教育文化、社会福祉、産業経済など町民福祉に貢献し、その功績が特に顕著であり、名誉町民として終生その榮譽を讃えるに足りると認めるものを、町長が、議会の同意を得て決定する。

松山 績(第一号 昭和51年11月3日表彰)

松山績は、竹子久留味川の出身。青年時代を地域の仲間先の頭に立つて、郷土づくりに奔走し、教員の免許を

得て、大正九年溝辺尋常高等小学校に着任、昭和十五年まで在籍し多くの教え子を育てた。昭和二十四年、溝辺町初代商工会長の就任をはじめ、町たばこ耕作振興会長、町教育委員長、町体育協会会長、社会福祉協議会会長を歴任した。特に町教育委員長は、二四年間にわたり、町民教育・福祉の向上、青少年育成や溝辺町郷土誌初版本の編集委員長に携わるなど大きく貢献した。

昭和六十年四月六日逝去(享年八十六歳)、同月九日照明寺において町葬でもって弔う。同年五月、勲五等瑞宝章に追叙せられる。

野村秀男(第二号 平成3年11月3日表彰)

野村秀男(宮久自治公)は、町長二期八年。学校給食センターの建設、旧玉利小学校の移転改築、竹子中・溝辺中の統合など教育施設、基盤整備に尽力した外、鹿児島空港の建設、溝辺原の農地保全事業等に大きな功績を残した。昭和五十六年春、勲六等单光旭日章に叙せらる。

平成十三年十二月一日逝去(享年九十四歳)、同月三日高陵寺において野村家・溝辺町の合同葬でもって弔う。

有馬四郎(第三号 平成3年11月3日表彰)

有馬四郎(水尻横頭自治公)は、町長四期一六年。国

土調査事業着手と完了、両開発公社設立による公共用地の先行取得、水道事業着手・完成、鹿児島空港の開港、新役場庁舎の建設、青少年育成町民会議及び自治公民館制度の発足、営農研修センター、温泉掘削と老人福祉センターの建設等大きな功績を残した。

**今吉 衛**（第四号 平成11年11月3日表彰）

**今吉 衛**（陵北自治公）は、町長二期八年。西郷公園の開設、グリーンエアポート完走歩大会の創設、グリーン文化ホールみそめ館の建設など教育、文化の振興と青少年の育成に努めた。また農村総合整備モデル事業、都市計画事業の推進、久留味川農村工業団地の造成、保健福祉センター建設の着手や産業の振興、生活基盤の整備充実など民生安定に尽力、大きな功績を残した。

**岩元勝芳**（第五号 平成16年11月3日表彰）

**岩元勝芳**（水尻横頭自治公）は、町長二期八年。四六年にわたる行政経験をもとに、新たな世紀を迎えるにあたり「二十一世紀に美しき大輪の花を咲かせる種まき運動」を提唱し、各種施策、事業の推進に尽力、大きな成果を上げた。特に農畜産業を大事に、自助努力による増健とやさしい福祉、文化のかおり高い風格のあるまちづくりに大きく貢献、その功績を残した。

2 二類功勞

二類功勞者は、地方自治、教育文化、社会福祉、産業経済部門において町民福祉に貢献し、その功績が特に顕著な者を表彰する。（五〇音順に記載する）

〇昭和63年11月3日 四名表彰

**小野義行** 明治四十一年六月十五日生。有川大字理事二五年七月・うち会長八年、溝辺農協監事六年（地域振興、活性化に貢献）

**久保武徳** 大正九年三月十日生。町職員二九年四ヶ月、

十三塚原土地改良区常務理事九年（地方自治功勞）

**末重忠男** 大正九年三月一日生。町議會議員二四年、

町農業委員四年（地方自治功勞）

**野間重雄** 大正十二年七月一日生。町議會議員一六年

（地方自治功勞）

〇平成3年11月3日 六名表彰

**岩元喜吉** 大正十四年十月二十八日生。町職員三八年、

郷土誌・十三塚特攻記念誌編纂委員（地方自治功勞）

**波江野實** 大正十年三月二十二日生。町職員三二年、

町監査委員二期八年（地方自治功勞）

福永春雄 大正十五年四月二十五日生。町議會議員一六年、町消防団長一七年(地方自治功勞)

福丸忠志 大正十三年六月一日生。町職員三四年、行政相談員七年五月、郷土誌編纂委員(地方自治功勞)

滿塩郁夫 昭和三年二月二十八日生。町議會議員一八

年、養豚振興会長、家畜商組合長(地方自治功勞)

村田三夫 大正五年二月二十五日生。町教育委員一六

年・うち委員長一五年、町議會議員八年八月、社会福祉協議會長一五年(教育文化功勞)

会福祉協議會長一五年(教育文化功勞)

○平成6年11月3日 三名表彰

今吉 衛 昭和二年三月十日生。町職員二二年二ヶ月、

助役三年六ヶ月、町長二期八年(地方自治功勞)

佐藤山人 大正十一年四月十五日生。昭和二十七年医

院開業以來現在に至り、公衆衛生の向上、疾病予防

に貢献(社会福祉功勞)

馬場シツ子 大正八年七月二十九日生。民生児童委員

四二年、助産婦三九年(社会福祉功勞)

○平成7年11月3日 四名表彰

岩元秀則 大正十三年四月十日生。町議會議員一六年

(地方自治功勞)

重森敬夫 大正七年一月一日生。茶経営一筋に先驅的役割を果たし、本町茶生産振興に貢献(産業經濟功勞)

德永重幸 大正十三年七月二十二日生。町議會議員一

二年、教育委員八年(地方自治功勞)

野間勝實 大正十五年一月二十九日生。町議會議員一

二年一ヶ月、農業委員三年、十三塚土地改良区理

事三期(産業經濟功勞)

○平成9年11月3日 二名表彰

長野 久 大正十五年一月二十九日生。町職員三六年、

自治公民館館長會會長三年(地方自治功勞)

松田一夫 昭和二年三月十日生。町議會議員一六年、

監査委員四年、農業委員六年、農協理事一二年(地

方自治功勞)

○平成11年11月2日 五名表彰

今村 優 昭和三年十二月二十五日生。町議會議員二

〇年、農業委員六年(地方自治功勞)

上原良喬 昭和五年三月二十日生。町職員三八三年三ヶ

月、収入役七年九ヶ月(地方自治功勞)

藏園幸夫 昭和四年八月七日生。町議會議員二〇年、

農業委員二四年・うち会長六年(地方自治功勞)

國生政志Ⅱ大正十一年三月十三日生。民生児童委員三

〇年・うち総務四年二ヶ月、選挙管理委員二〇年  
(社会福祉功勞)

向井田孜Ⅱ昭和五年三月十九日生。町職員二三年、選

挙管理委員九年五ヶ月・うち委員長五年五ヶ月、町  
郷土誌続編一編集委員(主筆)、十三塚原特攻記念誌

「白雲にのりて」共著(教育文化功勞)

〇平成13年11月3日 七名表彰

有村四郎Ⅱ昭和七年十一月十五日生。町議会議員六期

二一年、始良地区茶業振興会長九年、県茶生産協会  
副会長 六年(地方自治功勞)

重森吉利Ⅱ昭和九年二月二十五日生。町議会議員一六

年、県山林種苗協同組合理事、始良地区山林種苗協  
同組合長(地方自治功勞)

末元正己Ⅱ昭和六年一月八日生。選挙管理委員三一  
年・うち委員長一六年(地方自治功勞)

延時力蔵Ⅱ昭和二年三月五日生。町議会議員七期二五  
年、監査委員八年、始良西部森林組合長(現職)、竹

子土地改良区理事長(現職)加治木地区交通協会会長六

年(地方自治功勞)

松元吉雄Ⅱ昭和三年一月三十日生。昭和三四年杵岐医

院に勤務、三七年医院開業以来三九年間にわたり公  
衆衛生の向上、疾病予防と医療行政に貢献(社会福

祉功勞)

丸山 忍Ⅱ大正十四年八月二十二日生。町議会議員一

二年、財団法人竹子共正会長一〇年(地方自治功勞)

村田哲二Ⅱ大正十三年二月十七日生。溝辺村産業組合

に入職以来五三年にわたり農協一筋に、その間溝辺  
町・始良中部農協組合長一九年、県農協中央会副会

長三年、あいら農業協同組合代表理事組合長三年  
(産業経済功勞)

〇平成15年11月2日 四名表彰

有村久志Ⅱ昭和五年十一月十五日生。酪農経営から茶

業経営へ転換、優良品種茶園の面積拡大を図りなが  
ら昭和五十五年より県農業青年経営指導拠点農業主

を引受け、茶業後継者の経営及び栽培技術関係等指  
導に当たり、溝辺茶産地銘柄の確立と本町茶業発展

に貢献(産業経済功勞)

壹岐又三郎Ⅱ昭和八年九月二十日生。昭和三十七年医

院経営を引き継ぎ、以来四〇有余年に渡り地域医療に従事、その間竹子小校医予防行政委託医三七年八月、溝辺農協嘱託医八年、また加治木地区結核審査協議会委員として一〇年間勤めるなど地域医療、疾病予防を通じ医療行政に貢献（社会福祉功労）

岩元勝芳 昭和五年三月十二日生。町職員三四年五月、収入役四年、助役七年六ヶ月、町長二期八年（地方自治功労）

増永巳邦 大正十一年二月二十一日生。町職員三一年五ヶ月、戦後復興の厳しい時代に町職員として町行政に従事、その間税務、建設、総務、水道課長として要職を勤めた。昭和五十五年退職後は土地家屋調査士として住民の財産管理に貢献したほか、町有地の地籍調査修正作業等の奉仕などその功績は大きい。

### 3 特別表彰

特別表彰（従前善行表彰）は、人命救助や町民の模範となるような行いをした者、又はその道一筋に誠心努力した者及び文化芸術、体育活動等優秀な技能を発揮し、

特に町民に感動と夢を与えるような活躍をした者（平成九年十月改正追加）を表彰する。

○平成7年11月3日 二名表彰

岩下 貞 人命救助による善行表彰

竹内幸雄 同

右二名は、平成七年五月三十日午後六時過ぎ、用水路に倒れていた当時八十歳の女性を救助し、大事に至らなかった。

○平成9年11月3日 三名表彰

岩切信哉 鹿兒島実業高等学校のレギュラーとして春一回、夏二回高校球児の憧れのある甲子園に出場、特に春の選抜大会で鹿兒島県高校野球史上初の全国制覇を達成した。町民に大きな感動と青少年に夢と希望を与えた。

菊浦明治 肉用牛生産一筋に精進努力、牛の資質向上に対する技術錬磨はもとより、その豊富な経験と技術をもつて品評会対策同志会員として畜産農家の助言指導に当たり、秋季郡畜産共進会二年連続団体優勝へ貢献するなど町畜産振興に大いに寄与した。

住吉三郎 鹿兒島空港建設当時の溝辺町地権者会長と

して、空港建設絶対反対の激しい運動が展開される中で、機を見てこれを条件闘争に導き、県との精力的な交渉により早期、円満解決に尽力した。空港開港二五周年、乗降客一億人突破、氏の傘寿を節目に、これを表彰した。

### 三 町制施行記念式典

#### 1 町制三〇周年

平成元年四月一日、溝辺たかや太鼓のオープニングに始まり、県知事代理をはじめ地元選出国會議員・県議會議員、二市一二町の市町長など多数の来賓と、町内関係者およそ五〇〇名の参加の下、町総合体育館に於いて町政三〇周年記念式典が開催された。「近代社会を象徴する静と動の町として、平和で住み良い活気に満ちたみどり豊かな空港の町溝辺を目標に、町民一体となり邁進することを誓う。」との今吉町長の式辞に続き、町発展に貢献された功労者の表彰、元県社会教育課長の詫摩治一氏による「人間を測るものさし」と題した記念講演で幕を閉じた。また、三〇周年記念事業として、溝辺たかや

太鼓の創設、郷土誌続編の発行、西郷公園の整備、記念ふるさと祭り・スポーツ大会の開催などの事業を行った。

以下、表彰者は次の通り。

地方自治部門（議會議員） 溝塩郁夫、福永春雄、野間哲司、八木鉄矢、徳重貞利、（固定資産評価審査委員） 指宿正三、（選挙管理委員） 末元正己、倉元俊夫、（役場職員） 波江野實、阿久根敏子、増永巳邦、福丸忠志、岩元喜吉、長野久、森園富男、故小野静雄

産業部門 村田哲二、今村秀雄、末原栄吉、沼口五夫、榎木園親夫、重森貞雄、宮地正人、有村芳矢

民生部門 黒田久江、鳥丸ゆみ、（国保運営協議会委員・衛生委員） 松山浩、野村邦雄、（民生児童委員） 馬場シツ子、有馬美智子、國生政志、末永正美、重森満徳、芦田友吉、（保護司） 下久保伴、（社会福祉協議会） 村田三夫

教育部門 榎園高雄

一般 鳥丸功夫

## 2 町制四〇周年

平成十一年四月一日、グリーン文化ホールみそめ館会場に町内外の関係者約四〇〇人の出席のもと開催され、式典に先立って、溝辺たかや太鼓の演奏と四〇周年を記念して全国公募したイメージ・キャラクター「カッピイ」の着ぐるみが披露された。式典は、溝辺中新三年生による町民歌の合唱で幕をあげ、「先人達が培った貴重な経験、財産を尊び、二十一世紀に引き継ぎ、みどり豊かな空港の町づくりに邁進したい。」と岩元町長が式辞、引き続き町政功労者等に対する表彰と町内小・中学校、高校生を対象に「二十一世紀の溝辺」をテーマとして募集した作文の小・中代表二名による発表が行われた。また、記念事業として四〇周年記念誌、広報特集号及び「二十一世紀の溝辺」記念作文集の発行、記念スポーツ大会の開催、各自治公民館へ視聴覚機器の配布、ふれあい温泉無料入浴券の配布を行った。

以下、作文発表者及び表彰者等は次の通り。

作文発表 壹岐奈津実(竹小六年・稲荷自治会)、宇都めぐみ(溝辺中三年・据石ヶ岡自治会)

地方自治部門 上原良喬(前収入役)、今吉耕夫(二八代

議長)、春田忍(二〇代同)、藏園幸夫(二一代同)、福

永 忍(二二代同)、有村四郎(議会議員)、今村優(同)、

山下勝義(同)、岩元英雄(同)、重森吉利(同)、上原正

大(元議会議員)、丸山忍(同)、笹峯護(議会議員)、今

吉康己(同)、竹下睦旺(同)、横山正雄(元消防団員)、

重森道雄(農業委員)、中馬秋雄(元固定資産評価審査

委員)、塩入薫(元行政相談委員)、岩元忠義(元代表

監査委員)、向井田孜(元選挙管理委員長)、山口隆治

(元役場職員)、久保茂(同)、長野武弘(同)、中西景光

(同)、井立田定美(同)、落水田博子(同)、横山秀行

(同)、田畑健二郎(同)、中川喜行(同)、大人一平(同)、

今島光(同)、故佐藤拓雄(同)、藤崎弘治(同)

産業部門 黒木公博(町商工会長)

社会福祉部門 村田兼夫(元民生児童委員)、中玉利幸

夫(民生児童委員)、前田信子(元同)

保健衛生部門 徳永千秋(学校医)

教育文化部門 荻田三郎(元教育長)、松山淳一郎(教育

委員長)、石合勇志(元学校指導監)、二見剛史(文化

協会会長)、最勝寺良寛(元文化協会会長)、鳥丸敏子(元

生活改善推進員)、岩元華枝(元婦人会長)、松山絹江(生活学校委員長)、山村シゲ(元婦人会長)、野間トキ子(同)

体育スポーツ部門 海江田弘体育功労者、村田敏博(同)感謝状 松元茂(鹿児島空港ビルディング(株)代表取締役)、立野芙美子(株)信栄製作所代表取締役)、川野努(南)ホクト代表)

### 3 イメージ・キャラクター「カッピイ」の誕生

町制施行四〇周年記念事業の一環として、二十一世紀に向けて希望あふれる町の将来像をビジュアルに表現し、広く町民が親しめるようなイメージ・キャラクターを全国公募、五十一一点の応募の中から選考の結果、和歌山県在住の椿本信一氏の「カッピイ」に決定した。作品の意図は、飛行機型の帽子をかぶって(空港)、緑色の靴(みどりの大地)で、勇躍前進する町の姿を表現し、円い形に町民の融和団結と産業・文化・行政など円満な発展を象徴するもので、愛称は鹿児島空港の略称K・A・Pから「カッピイ(KAPPY)」とした。

(グラフィア参照)

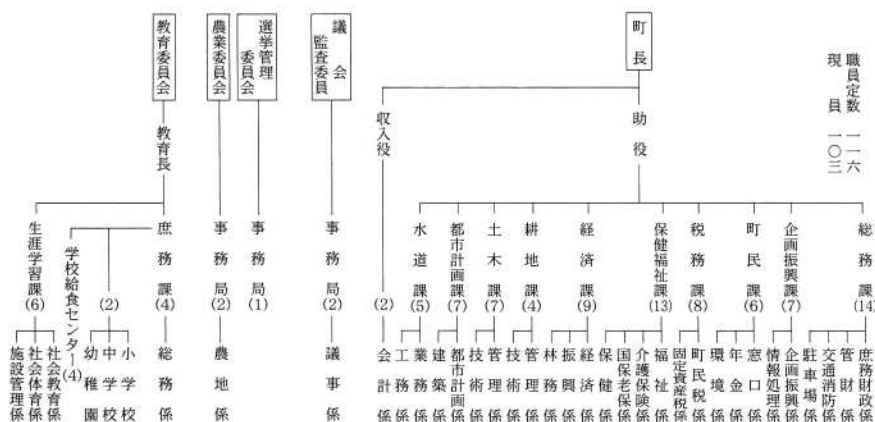
## 四 行政機構

溝辺町の行政機構は、時代の流れ、要求により幾度かの変遷を経てきた。

昭和六十三年四月に企画振興課を再配置、平成五年四月には、一部機構改革を行い都市計画課の新設、保健衛生課と町民課福祉係を保健福祉課に再編し、建設課を土木課に、社会教育課を生涯学習課に改め、公園管理課を廃止した。十二年四月には環境係を町民課に移管、保健福祉課に介護保険係を配置した。

平成十五年四月一日現在の職員数は、総数一〇三名、うち一般職九四名、現業職九名で、他に始良郡西部消防組合、始良郡西部衛生処理組合に各一名を派遣している。職員の平均年齢は一般職：四一歳、現業職：三八歳一月で、平均勤務年数は一般職：二〇年十一月、現業職：一八年十一月となっている。行政機構は第2図のとおりである。

第2図 行政機構図



## 五 開発公社

### (一) 財団法人溝辺町開発公社

空港建設開始に伴い、町の発展計画具現を図るため工場用地、住宅用地、その他公共用地などの取得造成、地場産業誘致のための用地提供などを意図とし昭和四十五年十月設立した財団法人溝辺町開発公社は、数多くの業績を残してきたが、昭和四十七年十二月一日「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行により県内七五町村の設立団体及び鹿児島県の出資により、鹿児島県町村土地開発公社が翌年三月三十一日設立された。

その後、この種の事業は鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社に引き継がれる形となり、財団法人溝辺町開発公社は、新規の取得事業及び処分等を行うことなく、十文字温泉代替掘削等の事業を除き、保有資産の維持管理が主体で事実上閉鎖の状況となっていた。

このようなことから、財団法人溝辺町開発公社は、法人の目的たる事業の成功をもって平成十一年四月五日解散をした。以下、その経緯を記す。

# 1 事業の経緯

○昭和63年度

供給Ⅱ福岡運輸(株)用地

○平成元年度

取得Ⅱ西郷公園用地支社より取得

供給Ⅱ西郷公園用地、小鹿倉用地(溜池町へ寄付採納

○平成3年度

供給Ⅱ白崩用地町へ処分

○平成7年度

十文字温泉掘削工事(工事費八五、九七五千円)

○平成8年度

十文字温泉ポンプ、機械装置一式(一八、〇二五千円)

○平成10年度

町へ現金二一〇、〇〇〇千円寄付、新ポンプ購入入替

2 財団法人溝辺町開発公社解散の経過

平成11年

2月10日 解散理事会

3月11日 解散承認申請

3月31日 解散の許可

4月5日 財団の解散

4月7日 解散及び清算人就任登記

4月12日～28日 解散公告(三回)官報二六一三三号、二

六一四号、二六一六号

6月23日 債権請求申出期限終了

平成12年

1月6日 残余財産処分許可申請

3月2日 残余財産処分許可

3月9日 清算事務の監査

3月9日 清算終了届

3 残余財産の処分

①鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社へ処分

現金 八、七七二、二〇七円

②溝辺町へ処分

土地

溝辺町麓一、四三六番二雑種地四、二四八㎡、

帳簿価額一六、九九四、九二四円

溝辺町有川八〇八番三鉾泉地四、二二㎡、

帳簿価格六八四、八一五円

機械装置 ポンプ二基帳簿価格一三、四八六、四〇〇円

温泉権 帳簿価格九一、三二三、四三五円

## (二) 鹿児島県町村土地開発公社

### 溝辺町支社

昭和四十七年「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行により、土地開発公社が自治体に代わって公有地、公共用地を先行取得することになり、本町も県内町村で構成された町村土地開発公社の溝辺町支社において、従来、財団法人溝辺町開発公社が行ってきた公有地の取得業務を引き継ぎ今日に至っている。以下、実績を記録する。

#### ○昭和63年度

取得Ⅱ北部地域開発用地(五二二、九五二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、処分Ⅱ  
論地宅造分譲用地(一、三〇九・四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、麓地区流通業  
務用地(六、三八七<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、財団公社へ、寄付Ⅱ西郷公園  
周辺道路(八、五七三<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、町へ)

#### ○平成元年度

取得Ⅱ北部地域開発用地(五六、九一〇<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、西郷公園  
駐車場用地(一一、七二〇<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、崎森地区流通業務用地  
(四、四四九<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、処分Ⅱ論地宅造地分譲地(二、一〇  
四・三六<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)

#### ○平成3年度

取得Ⅱ北部地域開発用地(一一三<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、教職員住宅用地  
(八二四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)処分Ⅱ北部地域開発用地(五三八、七二四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、  
町へ処分)、教職員住宅用地(八二四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、町へ処分)、  
寄付Ⅱ北部地域開発用地(区域外二五八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、町へ)

#### ○平成4年度

取得Ⅱ横大道地区開発用地(二、六四〇<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、前原地区  
住宅用地(一五、一〇二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、処分Ⅱ論地宅造地分譲地  
(二五三・九八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、寄付Ⅱ西郷公園駐車場法面用地  
(九三<sup>2</sup>m<sup>2</sup>町へ)

#### ○平成5年度

取得Ⅱ横大道地区開発用地(九、四六二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、前原地区  
住宅用地(三七<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、処分Ⅱ横大道地区開発用地(歩道  
部分一八二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>県へ)

#### ○平成6年度

取得Ⅱ横大道地区開発用地(九三五<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)、前原地区住宅

用地(一四六<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、県と交換)

○平成7年度

取得Ⅱ横大道地区開発用地(一、三六八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、城向江地区開発用地(四五、四一四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、処分Ⅱ前原地区住宅用地(一五、一三六<sup>2</sup>m<sup>2</sup>町へ)

○平成8年度

取得Ⅱ横大道地区開発用地(国有地四二三<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、城向江地区土捨場用地(二、六五二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、老人福祉センター、スポーツ広場等用地(三、八七六<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、処分Ⅱ横大道地区開発用地(九、七七八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>町へ)、寄付Ⅱ横大道地区開発用地付帯事業(物産館建物)

○平成9年度

取得Ⅱ竹子前地区住宅用地(五、七五八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)

○平成10年度

取得Ⅱ城向江地区土捨場用地(調整池用地二、七九五<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、処分Ⅱ竹子前地区住宅用地(十二筆、三、三八三・四六<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、竹子前地区住宅用地(道水路敷地三筆、九五〇・八五<sup>2</sup>m<sup>2</sup>町へ)

○平成11年度

取得Ⅱ老人福祉センター泉源用地(財団から寄付受け

入れ四・二<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、麓地区流通業務用地(分遣署横四、二四八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、処分Ⅱ竹子前地区住宅用地(二八三・一八<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)

○平成13年度

取得Ⅱ竹子前地区住宅用地(買戻二六八・八九<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、処分Ⅱ麓地区流通業務用地(二七七<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)

○平成14年度

処分Ⅱ竹子前地区住宅用地(二六八・八九<sup>2</sup>m<sup>2</sup>)

## 第三章 行政財政改革

### 一 行政改革大綱

行政改革については、昭和五十六年臨時行政調査会発足以来、国、地方を通じて行革を強力に推進すべきであるとされ、五十九年大綱策定についての閣議決定に基づき、各自自治体ごとに策定し推進を図ることとされた。本町においても、昭和六十年第一次溝辺町行政改革大綱を策定して以来、行財政改革に鋭意取り組んできたが、その間急速な少子高齢化の進行、国際化の進展、地方分権推進法の成立や自然環境への関心の高まり、権限委譲に対する受け皿の整備など、行財政を巡る環境が大きく様変わりしてきた。このような新たな時代の要請に的確に対応するとともに、自主的・主体的に行政運営全般にわたる総点検と、町民の意向を反映した新たな行政改革の推進を図るため、平成八年第二次行政改革大綱を策定し、概ね五年間において具体的実施を図ることとした。しかしながら、地方分権の推進が実行の段階を迎え、社会経

済情勢のめまぐるしい変化に一層適切な対応が求められる一方、バブル崩壊後、国・地方を取り巻く極めて厳しい行財政環境の下で、政府は「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」を示し、この指針に沿って、より一層の行政改革の推進を求める要請から平成十二年第二次行政改革大綱の点検と見直しを行い、各年度の取り組み内容を具体的に示した実施計画の策定やできる限り目標の数値化を盛り込んだ改訂を行った。

以下、大綱の概要を記述する。

#### 溝辺町第二次行政改革大綱(改訂)

##### 1 基本方針

少子高齢社会の本格的な到来、地方分権の進展、長引く景気低迷等の社会経済情勢の変化、更には、価値観やライフスタイルの変化に伴う町民ニーズの複雑・多様化等に適切に対応し、活力に満ちた地域社会を築きあげていくため、「地域の総合的経営主体」としての地方公共団体の役割はますます増大している。

また、景気の低迷等極めて厳しい経済情勢から町税収入や地方交付税の伸びが期待できない一方、公債費をはじめとする様々な歳出増加の要因が存在するなど、このままでは町の財政

の状況は極めて厳しい状況に陥ることが懸念されることから、こうした変化に柔軟かつ機動的に対応できるように組織体制のスリム化・効率化、財政の健全化等、行政の体質強化を図る必要がある。さらに、行政の透明性の一層の向上が求められているなど、町民意識の変化も踏まえ町政の諸活動の状況を明らかにし、説明する責任を果たすなど、より一層透明性の高い開かれた町政を推進することが必要である。

このような状況の中、本町では、地域づくりの基本となる「第四期溝辺町総合計画」を策定するため、これまでの各分野における施策の実施状況を把握し、効果について評価を加えながら、その作業を推進しているところであるが、今後限られた財源、人員で新総合計画に基づく各種プロジェクト等の着実な推進を図る必要がある。更に、実行の段階を迎えた地方分権の時代にふさわしい行財政システムへの転換により一層積極的に取り組むことが必要である。

このため、引き続き町の行財政全般にわたる点検を行い、町民や地域の立場に立った「成果重視型行政」の実現を目指して、次の三つの視点から、行政改革に取り組んでいくこととする。

- ① 社会変化への迅速かつ柔軟な対応
- ② 生活者や地域の視点を重視した行財政システムへの転換
- ③ 事務事業の簡素・効率化

## 2 具体的方策

### ① 組織・機構の改革

既存の組織・機構全般にわたって総点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とし、行政需要の変化に対応した再編と総合的・機能的な執行体制を目指すこととする。また、今後の国における省庁再編等の動向にも留意し、地方分権推進計画に基づく権限委譲等による事務事業についても検討を加えながら更に、少子高齢社会の到来を踏まえた保健・医療・福祉の連携体制の強化と時代に即応した組織・機構の見直しを行うこととする。

### ② 定員管理の適正化

中長期的な視点に立った計画的・合理的な定員管理を進めるとともに、事務事業や組織のスクラップ・アンド・ビルドの一層の徹底を図り、行政需要に対応した職員の適正配置や業務分担の見直しを進める。

### ③ 事務事業の効果的な展開

既存の事務事業の継続的な見直しを通じて施策の重点化や優先順位の明確化、更には不要不急の事務事業の廃止・統合等に取り組むこととし、民間の総意・工夫や競争原理を導入し、活性化・効率化を図れる分野の見直しを行い、町が直接実施する範囲を必要最小限にするなど積極的に民間委託等を実施する。

### ④ 行政手続きの簡素・効率化等

町民の利便性の向上や手続きの公正さを確保し、併せてサービスを受ける際の町民の負担を軽減するため、職員意識改革を図りながら、窓口サービスの改善、各種規制の廃止や

緩和、許認可手続きの簡素化等を進めるほか、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利・利益の保護に資するため行政手続要綱の条例化と併せて、周知徹底のため広報制度の充実に取り組み適正な運用を図る。

⑤ 行政の情報化の推進

事務の簡素・効率化を図るためOA機器や各種システムを整備し、積極的な情報化の推進と高度情報通信技術の進展にあわせ、行政の高度化（政策立案機能の向上、業務のネットワーク化等）に向けての基盤整備を推進する。

⑥ 職員的能力開発等の促進

地方分権の進展により地方公共団体の自主性・自立性が高まり、職員一人ひとりの責任と判断がより一層必要とされることから、適切な人事管理を行い、個々の職員の意識改革や能力開発を積極的に進めるとともに職員及び職場の活性化に取り組むこととする。

⑦ 経費の節減合理化及び財政の健全化

厳しい財政状況を踏まえ、町行政の守備範囲を精査したうえで地域や民間の自主性の尊重、広域行政の推進、更には補助効果、優先度等の観点から町単独補助金等の見直しを行うなど中・長期的視野に立った町財政の健全化に取り組む。

以下、第一次行政改革大綱策定からの改革・改善等について主なものを記述すると次の通りである。

昭和60年度 職員定数二減及び退職勧奨制度導入、コミュニティセンター食堂部門の民間委託、庁舎清掃業務のパート化、公園管理課の設置と周辺一帯の一元管理

昭和61年度 町単独グループ育成補助一律一〇%カット、給食調理員の欠員不補充とパート化

昭和62年度 指定金融機関の設置（始良中部農協、現あいら農協）、家庭奉仕員を社会福祉協議会へ身分移管、

昭和63年度 企画振興課の再配置、電算係の設置、住民記録電算システム稼働

平成元年度 税・収納システム稼働に引き続き年次的電算システムの導入

平成4年度 学校用務員の欠員不補充で臨時職員による対応

平成5年度 都市計画課の新設、建設課を土木課に、社会教育課を生涯学習課に改め、上床公園一帯の管理業務を同課に事務委任し、公園管理課を廃止、みそめ館完成により教育委員会事務局を同館内に移転

平成6年度 職員給与振込制度開始、保健福祉センター完成により保健福祉課を同センター内に配置、各課の配置換え及び窓口カウンター等の改善

平成8年度 シルバー人材センターの設立、西郷公園を業者の使用許可制に

平成11年度 週四〇時間勤務体制へ移行

平成13年度 行政手続条例の制定、文書整理に着手

平成14年度 情報公開条例の制定、町例規集のデータベース化、住民基本台帳ネットワークシステム・総合行政システムの導入

平成15年度 文書管理システムの導入、戸籍電算化に

着手、新世代地域ケーブルテレビ施設整備、土木課道路維持・管理業務をシルバーへ委託

## 二 指定金融機関とペイオフ対策

### 1 指定金融機関

従来、公金の収受は金庫主義であったが、昭和三十八年地方自治法の一部改正により、指定金融機関制度が新たに設けられ、都道府県は設置を義務づけ、市町村は任

意とされた。本県では、全一四市が昭和三十九年四月から制度（全て鹿児島銀行）を導入し、町村では昭和四十七年に輝北町が県内で初めて制度を導入、農協を指定した。その後制度導入する町がみられるようになり、本町においても、昭和五十一年六月溝辺町農業組合と鹿児島銀行の二者から金融機関指定に関する陳情が提出され、総務財務常任委員会に付託、指定によるメリット、デメリットの調査および事務受け入れ体制など実施町村（当時輝北、高尾野、有明、桜島四町が農協を指定）の現状調査の必要から継続審査とした。委員会は指定町の実態、県の意見聴取を行い、調査検討の結果「事務改善未整備の件」、「県地方課としても検討中である」、「執行部の意見聴取および調査においても現時点ではメリットが少なく、かつ指定による事務執行体制が未整備であること」、「金融機関指定は必要が生じた場合これを行うことが適切であること」等の理由から金融機関指定は時期尚早との結論に達し、陳情二件を不採択とした。また中馬隼人ほか三、一四人から提出された「溝辺町指定金融機関としての指定に関する陳情」についても不採択とし、溝辺町商工会木佐木勝雄ほか一三名から提出の「溝辺農協、

鹿児島銀行を町の指定金融機関として指定することに反対する陳情」について、前三者の陳情の不採択としたことから採択した。しかしながら公務員の現金取り扱いが好ましくなく、また金融機関指定に移行する動向が推察されるので、事務レベルにおいてもいつでも対応できるよう、事務改善、財務規則の改正など努力することを希望する意見を付記した。

昭和五十九年十二月、溝辺町農業協同組合から「溝辺町指定金融機関の指定について」の請願書が提出された。時期を同じくして鹿児島銀行から「指定金融機関の指定についての陳情」、始良信用組合から「収納代理金融機関の指定についての陳情」および溝辺町商工会から「指定金融機関の指定についての慎重審議を求める陳情」が提出された。前記四件の請願・陳情案件を五十九年第四回定例会に付議し、溝辺町農業組合の請願、始良信用組合の陳情および溝辺町商工会の陳情を採択、鹿児島銀行の陳情を不採択とし、議会は町に対し「溝辺町の指定金融機関を溝辺町農業協同組合に指定することについて」を請願送付した。このことを受けて、助役を長に収入役、関係各課長で構成した溝辺町指定金融機関制度調査研究

委員会を組織し「資金管理の安全が確保されるか」、「住民サービスの向上につながるか」、「出納事務省力化と現金管理に対する危険防止が図られるか」および「指定外金融機関との事務が円滑に進められるか」の四点を主に研究課題とし、あらゆる側面から検討した。また対象金融機関とも連絡調整のうえ、県下六団体の指定状況の調査、対象金融機関に対する質問状および回答書、税務、町民、保健衛生三課長の意見を踏まえ、制度導入については、調査機関全てが円滑に行われているため可とし、指定金融機関については始良中部農協(横川との合併により名称変更)が町内に本所の他三支所を有し、住民納入に対する負担が軽減され、住民密着型であることから農協指定を可とするが、出納事務が指定金融機関だけに留まり、他の金融機関利用者等に負担をかけることのないように、収納代理機関の指定についての必要性を付け加えて意見の集約をした。その後の経緯について記述する。

昭和62年

6月19日 指定金融機関の設置について第二回定例会に上提、原案可決

6月22日 始良中部農業協同組合組合長理事宛「溝辺町指定金融機関の指定について」通知

8月31日 溝辺町指定金融機関等事務取扱規程(告示)

9月1日 溝辺町会計規則、収入役の補助組織設置規則の一部改正および指定金融機関の指定について(告示)、「収納代理金融機関の指定について」始良中部農業協同組合組合長理事、(株)鹿児島銀行取締役頭取、始良信用組合理事長宛(通知)、溝辺町指定金融機関に関する契約締結および調印式

10月1日 指定金融機関業務開始

63年5月2日 収納代理金融機関の名称変更告示(始良信用組合→鹿児島信用組合溝辺支店)

平成元年2月3日 週休二日制実施に伴う公金業務取扱いについて一部変更契約の締結

4年3月1日 農協合併に伴う指定金融機関名称変更(始良中部農業協同組合→あいら農業協同組合)

9年4月1日 FD交換による貯金口座振替に関する契約締結(指定金融機関・収納代理金融機関)

10年2月2日 溝辺町収納代理郵便官署指定(四月一日から業務開始)

13年8月1日 鹿児島県信用組合溝辺支店廃止により同加治木支店へ名称変更

本町の金融機関指定当時における県下の状況は、一四市一三町で、鹿児島銀行指定一四市四町、農協指定九町であった。現在(平成十五年四月)の指定状況は、農協指定三六町、鹿児島銀行指定二四市町、南日本銀行指定二村、鹿児島相互信用金庫一町の六三市町村で、その指定率は六五・六%となっている。最近における長引く景気の低迷等極めて厳しい金融情勢から、銀行等では指定について消極的な面があり、また派出所(役場庁舎内)の営業時間(鹿銀九時から一五時、農協八時三〇分から一七時)等から農協指定が多くなっている。

しかしながら、市町村合併等の問題から新たな局面を迎えることとなるであろう。

## 2 ペイオフ対策

昭和四十六年預金保険法の制定により、預金者等の保護を図るため、預金保険機構(政府、日銀、民間金融機関の共同出資)が創設され、金融機関が倒産などで払い戻しを停止した場合に、あらかじめ積み立てた保険料で預金者一人当たり元本一千万円を限度として預金の払い

戻す（ペイオフ）制度が設けられた。平成八年法改正により平成十三年三月までの間ペイオフが凍結され、全ての預金保護されてきた。平成十二年預金保険法改正案が成立し、これまで保険対象外とされてきた公金預金についてもその対象となり、ペイオフ解禁の時期は一年延長した十四年四月一日、かつ当座預金および普通預金等の流動性預金については、ペイオフ解禁後一年間は全額保護とされたが、十三年十二月「預金保険法および金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正」が行われ、流動性預金については更に十七年三月までは全額保護することとし、同年四月からは、当座預金等の金利のつかない預金についてのみ全額保護されることとなった。

ペイオフ解禁に伴い、地方公共団体は、その対応策が求められると共に、自らの公金・預貯金の運用、管理に関して、故意又は過失による損害について職員の賠償責任に及ぶとされている。本町では溝辺町公金預金の管理・運用基準を設けたほか、預け入れ金融機関のディスクロージャー誌（企業の財務内容を公開したもの）や金融情報誌等の格付けなど参考にしながら金融機関の経営

状況の把握に努め、各基金の繰替え運用規定を盛り込むなど対応を図っている。

J A貯金は銀行等と同じ「貯金保険制度」の他にJ A独自の「相互援助制度」を設けていることから安全面を考慮し徐々に指定金融機関への預貯金の比重を移している。基金等の定期預金については、一年未満の短期ものとしているが、金融商品の選択や決済性預金へのシフトも検討の時期にきている。



溝辺町指定金融機関 あいら農業協同組合  
(溝辺町役場内)

## 第四章 企画・財政

### 一 溝辺町の長期振興計画

第四期溝辺町総合計画（平成13年度～22年度）

#### （一）計画策定の考え方

##### 1 計画策定の意義

本町は、平成三年三月に平成十二年度を目標年次とする第三期総合計画を策定し、この計画を町政運営の基本として、町政を運営してきた。この計画は「みどり豊かな鹿児島空港の町をめざして」を基本理念に、農林業をはじめとした産業の振興、高齢社会に対応した社会福祉の充実、調和のとれた豊かな情操社会の形成という三つの目標を掲げ、これらを基本として施策や事業の計画的な推進に取り組んできた。

これまでの施策・事業の推進により町政は着実な前進が図られてきたが、一方で本町を取り巻く今日の社会情

勢は、少子高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展など大きく変化しており、こうした時代の変化に的確に対応した町政の推進が求められている。

また、人々の価値観やニーズも「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しており、こうした時代の変化に的確に対応した町政の推進が必要である。具体的には町民が安全で安心して快適に暮らせ地域社会の整備や、真の豊かさを実感できる地域社会の構築が重要となる。行政においても、地方分権により国の事務が一部移譲されるなど、これまで以上に自己決定、自己責任の原則に基づいた独自性のある行政計画の策定を進めていくことが求められている。このような状況を踏まえ新たな視点・発想から、二十一世紀の初頭において本町の進むべき方向、課題、基本施策を明らかにするため、平成十三年度を初年度とする第四期総合計画を策定する。

##### 2 計画の構成と期間

この計画は「まちづくりの理念」「基本構想」「基本計画」及び「計画の推進に向けて」等をもって構成する。また、この計画の期間は平成十三年度を初年度とし、平成二十二年度までの一〇年間とする。ただし、社会経済

情勢の変化等に弾力的かつ適切に対応するため、基本計画については前期五カ年とし、後期基本計画を策定する段階において、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

### 3 二十一世紀の新たな時代潮流

新たな世紀を迎え、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。今後、新たな時代に向けての時代潮流を的確に把握した上で、地域特性を活かした各種の施策を積極的に進める必要がある。

#### (1) 国際化の進展と地球時代の到来

国際的な情報通信網の整備や航空路線網の充実、自由貿易体制の拡充等により、経済活動をはじめ様々な分野において地球規模での交流が活発になっており、地域においても各種課題への対応にあたっては、地球的規模で考え行動することや、国際社会で活躍できる人材の育成が求められている。そのため、産業、教育等の分野において世界との関わりを考えた取組を進めていくものとする。

#### (2) IT（情報通信技術）革命の時代

来るべきマルチメディア社会に向けて、産業・経済活動の側面のみならず、保健・医療・福祉・教育・文

化・防災などの分野において、双方方向のコミュニケーションが可能な高度情報通信技術の活用を図ることが求められている。

#### (3) 人口減少と少子高齢化の進行

深刻な社会現象となりつつある少子高齢化の影響は、将来の地域社会、経済活動等のあり方に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。このような中で、地域においては介護保険制度をはじめ、保健・医療・福祉・年金等施策の一層の充実と、社会全体の責任として人口減少を前提とした各種施策の推進が必要となっている。

#### (4) ライフスタイルの多様化

所得水準の向上や自由時間の増大等を背景として、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ、「量の拡大」から「質の向上」へと生活の重きを移しつつあります。今後、「豊かさ」を実感できる地域づくりのため、生活環境や余暇の空間を整備し、都市にはない独自のアメニティー環境を整えていく必要がある。このため、住民の価値観の変化に対応しながら、地域個性を生かしたまちづくりが求められている。

## (5) 環境と共生の時代

地球規模の環境問題については、資源のリサイクルやエネルギーの効率的な利用、自然環境保護対策の推進、環境に配慮した事業の実施などが重要な課題となっている。そのため、残された自然環境に配慮しながら、環境と共生した活性化への取組が求められている。

## (6) 産業構造の転換

我が国は、円高による産業の空洞化、東南アジア等、発展途上国の経済力の向上、資源・エネルギーの制約などの要因により、産業構造は高度化しつつあり、地方の企業誘致が困難な状況となっている。

そのため、高度化した産業技術の地域産業への積極的な導入を図るほか、人や環境にやさしく高付加価値で競争力のある産業の展開を促進するとともに、産業を支える人材の育成、自立的に発展する地域産業の振興に本格的に取り組むことが求められている。

## (7) 新地方の時代

我が国は、大都市圏への一極集中と地方の過疎化・高齢化が進展し、国土構造のひずみが見られる。このため国においては、首都機能の分散や地方分権の推進、

都市・農村間の役割分担と交流の促進などにより、新たな国土政策を推進している。そのため、これからのまちづくりは、自らが主体的に独自の施策に取り組むための体制づくりを行うとともに、近隣市町村を含めた広域的な連携・協力を図り、住民の意見を積極的に行政に反映する、住民参加型の地域づくりが求められる。

## 4 本町的重要課題

これからの地域づくりを進めるにあたっては、本町の特性を踏まえながら、課題を明らかにし、それを克服していくことが必要となる。

## (1) 都市的な魅力と農村の魅力の共存

本町は人口増が進む東南部地域と、過疎・高齢化が進む北西部地域とに二分されている。東南部は空港を有し投資効果が期待できる地域であり、本町経済発展に貢献している地域である。また、北西部地域は、農村の魅力である潤いやゆとりを提供し、本町の基幹産業である農業の振興に貢献している。このように本町は都市の魅力と農村の魅力を兼ね備えており、それぞれの個性や魅力をさらに高めていくことが重要となる。

東南部地域はこれまで以上に都市的な魅力を備えていくことと、北西部地域は、福祉ゾーンとしての役割や人に安らぎを与えるような、農村としての魅力づくりを図っていくことが求められています。

## (2) 産業の高付加価値化

地域産業の育成・強化の方向としては、第一に、時代の流れに沿った独自性のある成長産業を集積することであり、農業については市場ニーズを的確にとらえ、市場の要請に応えるような付加価値を高めた地域ブランドの確立を図ることと、第二に、産業を支える基盤を整備する必要があります。

## (3) 交流の中からの創造

これからのまちづくりは、新しい価値や知恵、技術を創造し発信していくことが重要であり、交流がそうした新しい価値の創造に大きく寄与するものであり、鹿児島空港や交通基盤等を活用し、交流を支える人材の育成や交流環境の整備等を目指していくことが必要です。

## (4) 人づくり・心の教育

新しい地域づくりの第一は人づくりにあります。

二十一世紀の本町の発展を担い実現していくためには、優れた人材が必要となる。そのためには、個性を重視し、国際化・情報化社会の進展、技術の高度化などに的確に対応できる人材の育成を図る必要があります。

## (5) 豊かな長寿社会づくり

少子高齢化の進展は、地域経済を担う人材の減少、社会保障等に係る負担の増大など、地域社会の存続に多大の影響が懸念されます。本町においても過去に経験したことのない高齢化社会が到来することとなります。従って、高齢者が地域社会の中で元気に活躍できる環境を整え、高齢者の能力や経験知識・技術を活用していくことが求められています。

## (6) 人に優しく、思いやりのある地域社会づくり

出生率の低下などにより少子化が急速に進行し、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念されており、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが求められています。

さらに、ノーマライゼーションの実現に向けて、関係機関やボランティア等との連携のもと、地域福祉活

動の充実と、ハード面において障害者等が等しく自立し社会参加できるように、バリアフリー化（障壁の解消）への取組が一層求められています。

#### (7) 環境問題への対応

人が自然と共存する社会を構築するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活・産業システムを見直し、環境への負荷が少ない省エネルギー・省資源・リサイクル型の新しいライフスタイルを地域から実現していくことが求められています。

#### (8) 住民参画によるまちづくり

社会が成熟し、住民が積極的にまちづくりに参画しようとする気運が高まる反面、都市化の進展などにより、地域への参加意識や住民相互の連帯感を希薄にしていく要因が強まっている。しかし、まちづくりには、住民の自分たちの町は自分たちで築くとの気概と、一人ひとりの主体的参画が不可欠となっている。

#### (9) 広域的視点での地域づくり

道路などの社会基盤の高度化により、住民の生活圏、行動範囲は格段に拡大している。このため広域的視点に立った社会基盤の整備が必要となり、こうした状況

に効果的かつ効率的に対応していくため広域的な連携の強化と広域行政の推進が重要となっている。

### (二) まちづくりの理念

#### 1 基本理念

新たな世紀の始まりの一〇年間における溝辺町のまちづくりは、町民の視点に立った理想的な町のあるべき姿を見つけ、その姿に近づくために、行政と住民が力をあわせて取り組む協働作業である。この協働作業を進めるには、まず、行政と町民が共有する町の理想的な姿を明らかにすることが必要である。

そこで、一〇年間の間に実現したい町の理想像を「基本理念」として定め、具体的なまちづくりの取組を考える際の基本として位置づける。

#### (1) 基本理念設定にあたっての基本的考え方

① まちづくりの基本姿勢「町民と行政の協働によるまちづくり」

② 二十一世紀発展のための基礎づくり「社会基盤整備と人材の育成」

(2) 基本理念の設定

「活力と創造性に満ち、心豊かにして安心して生活できる元気で存在感のあるまち」を目指して

(3) キャッチフレーズ

人・まち・みどりがキラリと光る

空港のまち みぞべ

2 目指すべき将来の地域の姿

(1) 農村のうるおいとにぎわいの調和するまち

生活、産業インフラ、質の高い保健・医療・福祉や教育・文化施設などの都市機能が整備されている一方、豊かな自然環境の中にゆとりある生活空間や余暇空間が整備されており、農村のうるおいと、まちの魅力が同時に享受できる自立したまち

(2) 交流・連携が活発化するまち

高速交通網や町内の移動手段の整備が進み、また情報通信網等が確立されることによって、町内や周辺市町との連携、様々な地域との交流が盛んに行われるような、交流・連携が活発化するまち

(3) 人や自然に優しいユニバーサル・デザインのまち

環境への負荷が少ない省エネルギー・省資源・リ

サイクル型のライフスタイルが実現でき、また、高

齢者や子ども、障害者などすべての人が安心して快

適に生活できるユニバーサル・デザインの考え方に

立った地域づくりが展開するまち

3 将来の人口の目標

我が国の総人口は、出生率の低下を主な要因として急速に伸びが鈍化している。二十一世紀初頭には人口の減少局面を迎えることが予想される。このような中、本町の人口については、県内の市町村でも希な人口増加傾向にある町である。平成二年と平成七年の国勢調査をもとに、コーホート要因法により現在の傾向が今後も続くこと仮定して将来人口を推計すると、平成二十二年には九千人を越える人口になることが推計されている。しかし、人口は社会的・経済的要因により変化する。例えば少子化の進展、死亡率の増加、企業誘致や宅地造成など変化を誘発する様々な要因が発生する可能性があるからで、これらを参考として、本町の一〇年後の人口目標を一万人と設定する。そのためには、現在進行中の麓第一土地区画整理事業の円滑な実施を図るとともに、鹿児島臨空工業団地の早期完成と企業誘致を進め、町外からの社会

移動を促進することが必要である。また、子育て支援環境などの整備充実により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めていく。

### (三) 基本構想

#### 1 基礎的条件の整備

○ 緑が映える快適な市街地・農村の基盤を整えます  
二十一世紀において本町をさらに飛躍・発展させるため、快適な町民生活、活力ある産業活動を支える基礎的な基盤整備を、これまで以上に積極的に進め、昨今の水や緑豊かな環境のまちづくり、文化性豊かで優れた景観のまちづくり、高齢者や障害者、女性や子どもなど生活者・利用者に配慮したやさしいまちづくり、高度情報化に対応できるまちづくりなどが求められている。これらを踏まえたまちづくりを、町民の参画・提言を求め、理解と協調を得ながら進めていく。

#### 2 産業の振興

○ 創意があふれ魅力ある産業で未来を拓きます  
経済環境の大きな変化の中で、本町の産業も厳しい

構造転換を迫られています。基幹産業である農業はもとより、すべての産業は高度な情報・知的能力を備え、有効に活用し創造性の発揮が求められ、今後の発展の決め手である。これを踏まえ、産業間、企業間の交流と連携・協調や、産学官連携の拡充を図り、企業近代化のための主体的取組に対し適切な支援措置を講じる。

#### 3 生活環境の整備

○ 豊かさを実感できる生活環境の整備に努めます  
少子高齢化の進行や生活水準の向上、安全への関心の高まりなど、経済社会情勢の変化に伴い、暮らしの場である住まいやまちづくりに対するニーズは多様化・高度化している。こうした情勢や意識の変化などを踏まえ、少子高齢社会に対応できる人や、自然に優しい住まいや都市環境の整備、景観の形成や地域特性を活かした個性豊かなまちづくりなど、本町の気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境の整備に努める。

#### 4 保健・福祉の充実

○ 健やかで安心できる暮らしをつくります

社会や経済の成熟化、少子高齢化や核家族化の進展などにより価値観が多様化し、町民相互のつながりも希薄化している中で、町民一人ひとりの主体的な意識と行動で新たなエネルギーを生み出せるよう助長しながら、幼児から高齢者まですべての町民が健康で安心できるまちづくりを進める。

## 5 教育の振興

○ 豊かな心と文化、輝く人を育てます

本町が真に豊かな町としてさらに発展して行くには、町民一人ひとりが情操豊かで優しく、しかもたくましく健康で生き生きした生活を営んでいくとともに、家庭や地域、グループの中でそれぞれが知恵と力を結集して豊かな社会づくりに努めることが肝要である。

そのため人権尊重の理念を基本としつつ、主体性・創造性・国際性を備えた人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、町民がそれぞれ個性や能力を自由に伸ばし活動できる環境づくりに努める。

## 6 健全な行財政運営

○ 自立的なまちづくり

地方分権や行政改革が進む中、まちづくりを進める

にあたっては、町民の「自分たちの地域は自分たちでつくる」という気運を高め、適切な役割分担のもと、町民と行政の協働によるまちづくりが求められている。また、地方分権の推進による真の地方自治の時代を迎える中、財政面においても地方の自立が求められるようになり、これまで以上に合理的な事業評価の実施による効果的な投資や、効率的な事業推進が必要になるとともに、広域的な視点による財政運営も重要視されている。

そこで、町民に対しまちづくりに関する情報を積極的に提供し、町民との対話を進めるとともに、町民自らが事業の計画立案や運営に携わっていく仕組みをつくり、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組む体制を確立する。また、財政面においては、税金等の確実な徴収を進めるとともに、効率的な補助事業の導入や、受益者負担を原則とする各種施設等利用料金の見直しなど歳入安定を図り、歳出においては各種施設の運営方法の見直し、町単独補助金の見直しを進めるとともに、事業の民間委託を積極的に進め、無駄のない事業展開を図る。

## (四) 基本計画

### 基本計画の体型

#### 1 基礎条件の整備

○ 緑が映える快適な市街地・農村の基盤を整えます

- (1) 計画的かつ効果的な土地利用の推進
- (2) 水資源の確保と保全
- (3) 交流を広げる交通ネットワークの形成
- (4) 未来を創出する情報基盤の整備
- (5) 安全・安心のまちづくり

#### 2 産業の振興

○ 創意あふれ魅力ある産業で、未来を拓きます

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 商業・サービス業の振興
- (5) 観光の振興

#### 3 生活環境の整備

○ 豊かさを実感できる、生活環境の整備に努めます

#### 4

○ 健やかで安心できる、暮らしをつくります

- (1) 都市計画の推進
- (2) 魅力ある住宅・宅地の整備
- (3) コミュニティー広場・緑地・水辺空間
- (4) 環境・衛生の充実
- (5) 保健・福祉の充実
- (6) 健康づくり
- (7) 高齢者福祉の充実
- (8) 子育て支援
- (9) 障害者福祉の充実
- (10) 母子（父子）福祉等の充実
- (11) 低所得者福祉等の充実
- (12) 国民年金制度

#### 5 教育の振興

○ 豊かな心と文化、輝く人を育てます

- (1) 生涯にわたる社会教育の充実
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 学校教育
- (4) スポーツ・レクリエーション
- (5) 文化・国際交流

## (五) 計画の推進に向けて

### 1 健全な行財政運営

#### (1) 計画的な行政の推進

本格的な少子高齢社会の到来や、国際化、情報化の一層の進展など、今後の社会経済情勢の大きな変化が予測される中、行政内容の多様化、複雑化や事務量の増大などが予想される。このような中、今後は行政改革大綱に基づき、さらに計画的で効率的な行政運営の推進を図り、幅広い視点に立った行政改革を積極的に推進するとともに、より公正で透明性の高い行政を推進するなど、新たな時代に対応した体質の改善・強化を図っていく。

① 実効性の高い行政運営の推進 行政の総合性・を基本とした事務事業の見直しなど総合的・計画的な行政運営に努める。

② 組織・人事管理の充実 時代に即応した弾力的行政運営を図るため、効率性・機能性を考慮しながら行政組織機構の適宜見直しを行いつつ、能力や実績

を重視した人事管理及び職員研修に努める。

③ 行政手続きの簡素・効率化 行政手続条例の制定を進め、可能な限り窓口のワンストップサービスを基本とし、適切な行政手続きと行政事務の簡素化に努める。

④ 行政のOA化の推進 町民サービスの向上と行政運営効率化のため、庁舎内LANを活用した事務の構築と、ネットワーク対応パソコンの導入を進め、行政の情報化・効率化に努める。

⑤ 広域行政の推進 個々の自治体では対応できない問題や、自治体間の共通する新たな課題が増加することが予想されることから、広域的な連携の強化を図り一層効率的・効果的な広域行政を推進する。

⑥ 国・県及び民間との連携強化 この計画の着実な推進のため国・県・民間との相互連携を強め个性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが必要であり、このため地方分権や規制緩和などの動きを踏まえつつ、国や県、民間との役割の分担や連携の強化により計画を推進する。

#### (2) 健全な財政運営

長期化する国内経済の低迷などを背景として、非常に厳しい状況にあり、このような中、今後、高齢化社会や環境問題への対応、都市計画事業の推進など、多くの行政課題に的確に 대응するため社会経済の動向を見極めながら、長期的視点に立った計画的な財政運営を推進していく。

① 財源の確保 課税客体的な確な把握等により町税収入の確保を図るとともに、使用料・手数料等の受益者負担の定期的な見直しを行い、負担の公平と財源の確保に努める。さらに補助事業等を積極的に活用し長期的視点に立ち、公債費の負担を考慮した計画的な地方債の活用を図る。

② 財源の活用 事務事業の見直しや委託事業の適性化、諸経費の節約などによる行政経費の削減を図り、施策の優先順位を定めることによる計画的・重点的な財源配分に努める。

## 2 町民の参加機会の拡充

### (1) 町民の主體的な参加の促進

これからのまちづくりを進めるにあたり基本的な考

え方としては、行政と町民の間の情報の流れを幅広いものとして、情報を共有しながら理解と信頼のもとで、町民とともに進めていく必要がある。そのためには、社会参加活動における「協働」の仕組みを構築するとともに、町民の社会参加の機会の促進や、ボランティア、NPOの活動支援などに努め、町民のための地域づくりを推進する。また、町民の声と行政情報を双方向に伝達するため、町広報誌の充実とインターネットなどを活用したコミュニケーションの確立に取り組む。

① 多様な主体の社会参加の促進 様々な分野で活動する人材の育成に努め、ボランティアに取り組む人々の活動や、市民活動団体の取組の活性化を促す環境整備、高齢者の豊かな経験・知識を活かす取組みを進める。

② まちづくり情報の共有化 まちづくりに関する情報を、町民と行政が共有できるようホームページ等を活用した地域の情報化を推進する。また、様々な方法による行政情報の発信、広報誌の充実を図り、まちづくり情報の提供に努める。

## (2) 自治意識の醸成

町民のまちづくりへの参加機会を拡充していくために、「自分たちの地域は自分でつくる」という自治意識を醸成する必要がある。そのため、集落での自主管理の推進を図るなど、町民自らが事業の計画立案や運営に携わっていく仕組みづくりを進める。

① 「自治」の仕組みづくり 自治意識を浸透させ、その実践を図るために、自主性を尊重しながら、それぞれの地域の村づくり方策を促進し、その計画に基づいて整備した物については、集落で自主的に管理・運営する仕組みづくりを進める。

## 3 男女共同参画社会の実現

### (1) 男女共同参画の実現に向けた取組の強化

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などが制定され、男女の固定的な役割分担意識を是正するとともに、真に男女に平等な機会が確保され、男女が、あらゆる分野に主体的に参画し貢献できる環境づくりが求められている。このため、男女平等をめぐる意識改革を図り、男女がともに自分にあった生き方を選択する

中で、社会の対等な構成員として社会活動ができる男女共同参画社会の実現を図る。

① 男女共同参画の実現に向けた意識の改革 関係団体と連携し、男女の固定的な役割分担意識の改革を、家庭や学校、地域社会のあらゆる場を活用しての教育を推進する。

② 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進政策や方針決定の場への女性参画を促進し、男女の多様な層に対する啓発などに努め、家庭生活での男女共同参画や就業の分野における男女の均等な機会の確保、地域社会での男女共同参画を進める。

## 二 財政状況

### 1 地方財政を巡る情勢

我が国の経済は、戦後の疲弊した状況から朝鮮戦争特需による復興軌道に乗り、昭和三十年から第一次石油ショックが起きた四十八年までの間、経済成長率は年平均一五%を超える高度成長期を迎え、めざましい発展を遂げてきた。

また、低成長期といわれた四十八年から平成三年までについても、年平均八％の成長を遂げた。特に昭和六十二年プラザ合意により円需拡大策が採られたことから、一ドル二六〇円台から一挙に一二〇円台へと円高が進んだこともあり、平成二年にかけてバブル景気の絶頂期を迎えた。当時の国家予算は約七〇兆円で、うち税収が六〇兆円を占めていた。しかしながら、平成三年春にはバブル経済の終焉を迎え、十二年までの一〇年間は平均経済成長率〇・九％と急速に低下した。

こうした中で、地方財政は厳しい経済情勢から、地方税が減少する一方で、数次の公共事業の追加や減税等の実施により、借入金残高が急増しており、平成十五年度末には借入金総額が一九九兆円に達する見込みとされている。更に、バブル時代の景気拡大期には、税収が好調に推移し、余裕を生じていた交付税特別会計も平成五年度補正予算以後再び借入金に依存するようになり、平成十三年度末借入残高は四二・五兆円に達した。この残高を国、地方で負担することとされ、地方負担分については地方財政法第五条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を発行して財源不足を補填することとなった。

財政調整機能としてその役割を果たしてきた地方交付税制度は、かつて高度成長期においては、国土の均衡ある発展に寄与してきたが、財源不足が毎年度一四兆円と巨額に達しており、最早制度として破綻状態にあるとされている。十三年六月、経済財政諮問会議は地方分権の一層の推進を図ることとし、日本経済の再生と財政の再建を図るため「骨太方針二〇〇一」を掲げ、地方交付税の基準財政需要額の算定の段階補正、事業費補正については縮小する旨の方針を打ち出し、政府は十四年度の交付税算定に反映させた。

更に「骨太方針二〇〇二」では、国庫補助金の見直し、それに応じた税源移譲と交付税の見直しのいわゆる「三位一体の改革」方針が出された。

補助金の見直しは、十五年度の予算編成時において二、三〇〇億円の一般財源化が行われ、十五年度の「骨太方針二〇〇三」で三位一体について、一つには改革と展望の期間中、すなわち平成十八年度まで、三ヶ年で、国庫補助負担金については、概ね四兆円を用途に廃止縮減等の改革を行う。二つ目には、その廃止する国庫補助負担金対象事業の中で、引き続き実施する必要があるものに

ついでには税源移譲をする。その際には、基幹税(当初、たばこ税を検討されたが、所得譲与税(仮称)にシフトされる見通し。)を基本とし、事業の性格に応じて、一〇割又は八割の金額を移譲するの二点からなっている。これを受け補助金削減を行う方針のもとに、十六年度予算で一兆円削減を各省庁に指示した。

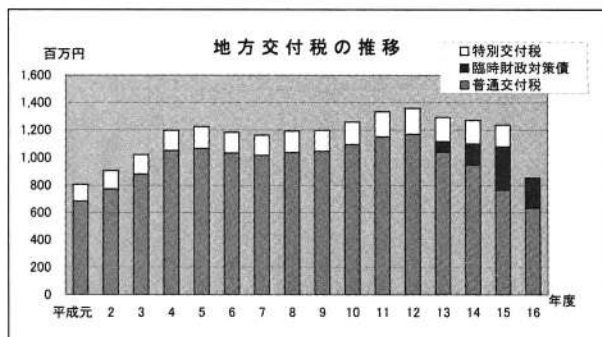
このような厳しい財政状況の中で、鹿児島県は「二十一世紀新かごしま総合計画」の第一期実施計画の財政的裏付けを図るため、平成十八年度までの財政収支の見通しを試算したところ、十六年度末には財政調整に可能な基金が枯渇し、財政再建団体になるおそれもある状況となったため、十三年十二月に「財政改革プログラム」を策定し、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進めることとした。

しかしながら、長引く景気低迷や県税収入の大幅な減少など要素を踏まえて、十五年五月試算の財政収支の見通しにおいて、要調整額が八八〇億円に膨れ上がり、十六年には基金が枯渇、十八年度には法律に基づき国の管理化において財政再建を図らなければならない「財政再建団体」陥る状況となり、財政改革プログラムの改定を

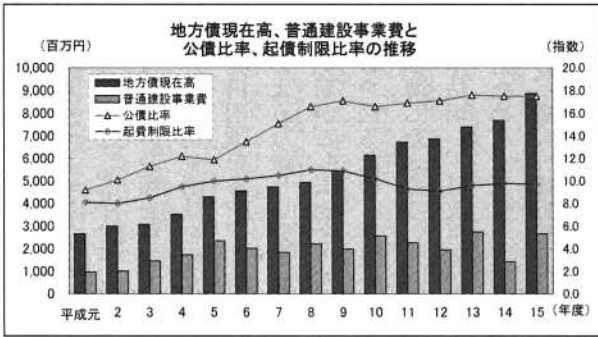
余儀なくされた。

## 2 本町における財政事情

本町は、空港開港以来順調に税収が伸び、比較的良好な財政運営をしてきたが、バブル景気崩壊後、町民税は九年度の臨空工業団地の譲渡所得による伸びを除いてほぼ横ばいとなり、法人町民税は景気動向に大きく左右さ



れ下降気味に推移している。一方、固定資産税は元年度町内全家を対象とした家屋全棟調査(注1)を実施し、三年の評価替に反映させた。また五年から七年度にかけて大臣配分の大規模償却資産(航空機)税が大きく伸び、順調に推移し町税を支えてきたが、その後は横ばいから減収へ



転じ、町税全体としては九年度を頂点として景気の低迷、定率減税などの影響を受けて減収傾向にある。(第52表)

地方交付税は、前述したとおり厳しい局面に立たされており、普通交付税は十三年度から大きな減収となった。地方財政の通常収支に係る財源不足補填対策として、交付税特別会計における借入金を廃止し、財源不足のうち

建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余について、国と地方が折半して補填することとされた臨時財政対策債(赤字地方債)を加算しても減収の方向にある。

地方債は、景気対策の一環として地方単独事業の増進策がとられ、基準充当率に上乗せした財源対策債(建設地方債)が許可されたほか地

域総合整備事業債、地方特定道路整備事業債が設けられ公共施設の整備を図ってきたところである。

これらの起債は、後年度元利償還金について定率、若しくは財政力等により、交付税の基準財政需要額に算入されるものであるが、十四年度許可債からその算入率が低く抑えられた。

本町では、地域総合整備事業債を活用したみそめ館建設、保健福祉センター建設や臨時地方道路整備事業債、地方特定道路事業債、ふるさと緊急農道・林道事業債等を活用し積極的な事業推進を図ってきたほか、都市計画事業等において、補助金の起債への振り替えから地方債残高が増嵩の一途を辿ってきた。

このようなことから自ずと公債比率は上昇してきたが、財源補填を考慮した起債制限比率は九・五ポイント前後を推移している。

以下財政指標及び各会計決算の状況は、第53表から第59表に掲げた。

#### (注1)家屋全棟調査

町内の全家屋を対象にその用途、構造、床面積の確認、増築及び取り壊しなどの現況確認を行い、課税の適正、

公平を期するために平成元年度実施した。当時県内では委託方式の調査は実例がなく、宮崎県の野尻町の例を参考にした。ただ、委託業者による評価はできないことから班編制をし、委託業者と評価補助員として町職員一名を配置した。調査は、昭和五十年一月一日以前の建築分については床面積の確認及び評価見直し、以降の建築分については床面積の確認をまた減失家屋、増築家屋、賦課漏れの確認を行った。尚、調査棟数は六、四四五棟に及び、うち未評価家屋は住宅・店舗・事務所等で七〇三棟、附属屋（一五〇<sup>2</sup>m未滿）で一、三四〇棟であった。

在来分家屋評価の見直しによる実績は、床面積で三八、七六五<sup>2</sup>m、評価額で九八三、三四七千円の増となり、税額は単年度で一三、七六六千円の増収となった。

以下調査の詳細は次の通り。

委託業者 (株)都市総合開発研究所(宮崎県都城市)

委託金額 一八、四三七、〇〇〇円

調査の成果

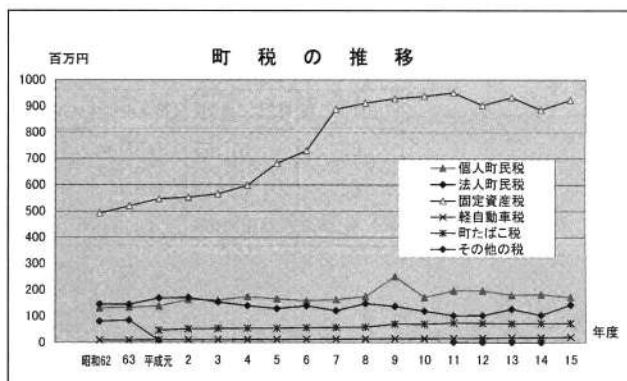
減少分家屋の補足誤り 八六一棟 二八、二四七<sup>2</sup>m

評価額三三、六九二千元

新增築分の補足誤り 一、三三四棟 六七、〇一二<sup>2</sup>m

評価額六九七、八七三千元

不均衡は正による増加額 評価額三一九、一六六千元



第52表 町 税 収 入 の 状 況

(単位:千円)

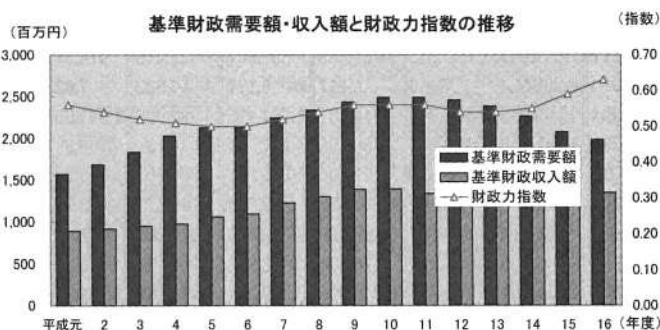
| 税目<br>年度 | 町民税     | (うち法<br>人 分) | 固定資産<br>税 | 軽自動車<br>税 | 町たばこ<br>税 | 特別土地<br>保有税 | 旧法に<br>よる税 | 合計        | 対元年<br>対 比 | 歳入合計に<br>対する比率 |
|----------|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|------------|----------------|
| 62       | 275,985 | 145,377      | 492,367   | 9,232     |           | 30          | 81,188     | 858,802   | 93         | 29.9           |
| 63       | 278,143 | 144,728      | 520,229   | 9,739     |           |             | 84,811     | 892,922   | 97         | 31.6           |
| 元        | 307,029 | 168,505      | 547,767   | 10,364    | 46,770    |             | 8,812      | 920,742   | 100        | 26.7           |
| 2        | 334,145 | 170,957      | 553,439   | 10,852    | 52,259    |             |            | 950,695   | 103        | 28.4           |
| 3        | 314,957 | 153,996      | 566,296   | 11,444    | 53,357    |             |            | 946,054   | 103        | 21.2           |
| 4        | 313,878 | 139,833      | 598,286   | 11,844    | 54,977    |             |            | 978,985   | 106        | 21.7           |
| 5        | 294,880 | 128,950      | 681,967   | 12,322    | 54,890    |             |            | 1,044,059 | 113        | 15.5           |
| 6        | 298,195 | 139,529      | 729,627   | 13,008    | 56,979    |             |            | 1,097,809 | 119        | 20.6           |
| 7        | 283,956 | 121,103      | 888,111   | 13,552    | 57,622    |             |            | 1,243,241 | 135        | 25.9           |
| 8        | 322,428 | 147,805      | 912,173   | 14,264    | 59,183    |             |            | 1,308,048 | 142        | 25.0           |
| 9        | 387,907 | 137,418      | 929,352   | 14,847    | 70,902    |             |            | 1,403,008 | 152        | 26.2           |
| 10       | 290,610 | 119,542      | 938,308   | 15,459    | 70,218    |             |            | 1,314,595 | 143        | 21.6           |
| 11       | 298,854 | 102,077      | 951,486   | 16,245    | 75,016    | 296         |            | 1,341,897 | 146        | 23.0           |
| 12       | 287,735 | 102,607      | 903,682   | 17,359    | 73,582    | 274         |            | 1,282,632 | 139        | 24.4           |
| 13       | 306,693 | 126,783      | 933,356   | 18,251    | 72,032    | 260         |            | 1,330,592 | 145        | 22.7           |
| 14       | 285,887 | 103,690      | 885,713   | 19,600    | 73,043    | 243         |            | 1,264,486 | 137        | 27.6           |
| 15       | 314,348 | 142,695      | 923,498   | 20,407    | 74,644    |             |            | 1,332,897 | 145        | 22.3           |

| 旧法による税 | 町たばこ消費税 | 電気税    | 木材引取税 |
|--------|---------|--------|-------|
| 62     | 51,365  | 29,350 | 473   |
| 63     | 53,673  | 30,828 | 310   |
| 元      | 3,809   | 4,853  | 150   |

# 第2部 行政編

第53表 財政指数 (単位:千円, %)

| 区分<br>年度 | 基準財政需要額   |           | 基準財政収入額   |         | 財政力指数 |      | 経常収支比 |      | 公債比率 |      | 起債制限比 |      |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|
|          | 溝辺町       | 類似団体      | 溝辺町       | 類似団体    | 溝辺町   | 類似団体 | 溝辺町   | 類似団体 | 溝辺町  | 類似団体 | 溝辺町   | 類似団体 |
| 62       | 1,296,588 | 1,323,650 | 773,320   | 314,397 | 0.58  | 0.25 | 74.6  | 81.1 | 11.3 | 14.4 | 10.9  |      |
| 63       | 1,413,461 | 1,442,814 | 852,980   | 335,347 | 0.59  | 0.25 | 73.5  | 76.8 | 9.8  | 13.2 | 9.1   |      |
| 元        | 1,569,947 | 1,695,684 | 888,883   | 355,591 | 0.56  | 0.23 | 73.5  | 69.3 | 9.2  | 11.0 | 8.1   |      |
| 2        | 1,686,706 | 1,827,070 | 915,999   | 370,458 | 0.54  | 0.22 | 74.8  | 69.3 | 10.1 | 11.2 | 8.0   |      |
| 3        | 1,835,141 | 2,000,325 | 950,423   | 392,126 | 0.52  | 0.20 | 74.2  | 69.9 | 11.3 | 11.3 | 8.5   |      |
| 4        | 2,029,622 | 2,707,310 | 974,852   | 676,928 | 0.51  | 0.25 | 74.0  | 70.9 | 12.2 | 14.8 | 9.5   |      |
| 5        | 2,128,524 | 2,801,780 | 1,058,701 | 710,553 | 0.50  | 0.25 | 75.5  | 73.2 | 11.9 | 11.5 | 10.0  |      |
| 6        | 2,130,927 | 2,791,934 | 1,093,876 | 729,152 | 0.50  | 0.26 | 78.9  | 77.0 | 13.5 | 12.5 | 10.2  |      |
| 7        | 2,243,740 | 2,899,344 | 1,225,171 | 770,796 | 0.52  | 0.34 | 79.4  | 76.2 | 15.1 | 12.4 | 10.5  | 9.5  |
| 8        | 2,337,495 | 2,793,136 | 1,299,859 | 846,695 | 0.54  | 0.31 | 79.4  | 78.5 | 16.6 |      | 11.0  | 9.8  |
| 9        | 2,433,687 | 2,863,014 | 1,385,908 | 884,020 | 0.56  | 0.31 | 79.6  | 79.5 | 17.1 |      | 10.9  | 9.7  |
| 10       | 2,487,468 | 2,908,188 | 1,391,676 | 914,417 | 0.56  | 0.32 | 78.3  | 80.8 | 16.6 | 14.0 | 10.2  | 9.6  |
| 11       | 2,487,954 | 2,925,976 | 1,336,593 | 881,641 | 0.56  | 0.32 | 77.2  | 80.1 | 16.9 | 14.3 | 9.3   | 9.5  |
| 12       | 2,457,422 | 2,980,231 | 1,289,128 | 879,975 | 0.54  | 0.31 | 77.8  | 80.9 | 17.1 | 14.0 | 9.1   | 9.4  |
| 13       | 2,383,828 | 2,952,366 | 1,341,155 | 856,071 | 0.54  | 0.29 | 81.1  | 82.4 | 17.6 | 14.5 | 9.7   | 9.4  |
| 14       | 2,264,532 | 2,792,339 | 1,315,193 | 836,456 | 0.55  | 0.30 | 84.8  | 85.5 | 17.5 | 15.5 | 9.8   | 9.5  |
| 15       | 2,076,675 |           | 1,306,600 |         | 0.59  |      | 84.0  |      | 17.5 |      | 9.7   |      |
| 16       | 1,981,725 |           | 1,344,978 |         | 0.63  |      |       |      |      |      |       |      |



## 決 算 状 況

(単位：千円)

| 6         | 7         | 8         | 9         | 10        | 11        | 12        | 13        | 14        | 15        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1,097,809 | 1,243,242 | 1,308,048 | 1,403,008 | 1,314,594 | 1,341,898 | 1,282,632 | 1,330,592 | 1,264,486 | 1,332,897 |
| 246,421   | 247,082   | 260,849   | 223,229   | 215,485   | 209,213   | 208,135   | 206,203   | 205,484   | 195,830   |
| 18,931    | 14,522    | 8,086     | 6,586     | 6,277     | 6,036     | 28,536    | 31,161    | 8,717     | 5,745     |
|           |           |           | 20,755    | 98,233    | 91,056    | 93,903    | 90,916    | 80,356    | 93,101    |
|           | 13,541    | 28,139    | 30,276    | 28,394    | 28,772    | 28,566    | 24,896    | 26,090    | 23,080    |
| 2,561     | 2,269     | 1,899     | 4,532     | 4,513     | 4,828     | 787       |           |           |           |
| 25,212    | 27,404    | 27,249    | 24,524    | 23,667    | 20,120    | 20,528    | 21,761    | 18,427    | 18,719    |
|           |           |           |           |           | 12,204    | 20,239    | 22,731    | 24,346    | 22,573    |
| 1,183,239 | 1,162,244 | 1,192,275 | 1,198,493 | 1,257,152 | 1,333,010 | 1,357,886 | 1,216,287 | 1,119,084 | 924,232   |
| 2,047     | 2,161     | 2,207     | 2,340     | 2,297     | 2,200     | 1,887     | 1,916     | 1,981     | 2,020     |
| 62,273    | 64,226    | 68,853    | 69,751    | 93,610    | 79,010    | 50,970    | 58,100    | 55,789    | 61,952    |
| 113,516   | 114,785   | 109,839   | 118,816   | 120,035   | 128,306   | 131,798   | 131,942   | 136,349   | 137,482   |
| 478,320   | 426,736   | 513,022   | 517,178   | 606,367   | 793,587   | 436,063   | 476,811   | 358,557   | 460,934   |
| 764,163   | 546,479   | 467,315   | 365,776   | 491,161   | 518,337   | 574,955   | 665,306   | 296,386   | 657,211   |
| 51,199    | 81,907    | 200,601   | 57,105    | 84,935    | 30,500    | 35,792    | 107,359   | 34,694    | 60,412    |
| 1,300     | 75        | 143,510   | 1,125     | 212,135   | 1,995     | 1,225     | 2,671     | 485       | 314       |
| 532,011   | 118,243   | 150,485   | 185,348   | 127,660   | 57,320    | 227,289   | 295,856   | 28,011    | 207,512   |
| 173,533   | 218,147   | 141,317   | 129,207   | 200,855   | 130,210   | 132,397   | 126,110   | 69,239    | 68,157    |
| 55,613    | 51,851    | 72,200    | 57,960    | 53,246    | 56,553    | 44,361    | 54,377    | 52,052    | 47,424    |
| 523,100   | 463,700   | 544,700   | 934,200   | 1,100,600 | 993,600   | 573,400   | 1,006,000 | 794,704   | 1,669,300 |
| 5,331,248 | 4,798,614 | 5,240,594 | 5,350,209 | 6,041,216 | 5,838,755 | 5,251,349 | 5,870,995 | 4,575,237 | 5,988,895 |
| 157       | 141       | 154       | 158       | 178       | 172       | 155       | 173       | 135       | 176       |

(単位：千円)

| 6         | 7         | 8         | 9         | 10        | 11        | 12        | 13        | 14        | 15        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 91,667    | 93,112    | 95,663    | 97,780    | 98,803    | 89,871    | 90,639    | 93,799    | 92,261    | 92,162    |
| 618,673   | 524,599   | 454,258   | 699,743   | 759,395   | 612,884   | 561,051   | 691,326   | 456,581   | 1,562,994 |
| 851,097   | 516,430   | 553,767   | 609,876   | 676,502   | 1,052,526 | 604,926   | 624,582   | 648,568   | 671,595   |
| 303,663   | 308,021   | 309,118   | 365,375   | 334,959   | 343,927   | 365,168   | 382,184   | 375,442   | 383,996   |
| 791,723   | 872,217   | 831,843   | 614,545   | 760,948   | 698,667   | 823,419   | 974,371   | 577,355   | 695,695   |
| 33,627    | 37,914    | 195,024   | 117,416   | 6,117     | 6,177     | 7,922     | 7,623     | 13,057    | 7,680     |
| 988,426   | 897,324   | 1,169,493 | 1,135,368 | 1,614,231 | 1,187,415 | 982,928   | 1,341,351 | 1,037,550 | 902,822   |
| 184,844   | 219,282   | 142,768   | 160,287   | 164,293   | 177,501   | 170,731   | 168,987   | 189,516   | 168,026   |
| 338,456   | 458,516   | 391,633   | 666,017   | 717,806   | 755,241   | 704,709   | 678,275   | 376,255   | 626,896   |
| 472,339   | 64,006    | 66,506    | 75,869    | 31,832    | 90,546    | 96,313    | 63,062    | 7,204     | 4,188     |
| 438,586   | 490,376   | 556,314   | 606,461   | 606,620   | 622,266   | 643,262   | 668,835   | 671,244   | 675,755   |
|           | 175,500   | 345,000   | 617       | 70,500    | 2,338     | 171       | 45,361    | 22,047    | 42,088    |
| 5,113,101 | 4,657,297 | 5,111,387 | 5,149,354 | 5,842,006 | 5,639,359 | 5,051,239 | 5,739,756 | 4,467,080 | 5,833,897 |
| 156       | 142       | 156       | 157       | 178       | 172       | 154       | 175       | 136       | 178       |

第2部 行政編

1. 歳 入

第54表 一 般 会 計

| 年 度<br>科 目      | 62        | 63        | 元         | 2         | 3         | 4         | 5         |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 税             | 858,802   | 892,922   | 920,742   | 950,695   | 946,054   | 978,985   | 1,044,059 |
| 地 方 譲 与 税       | 165,039   | 161,703   | 201,700   | 212,041   | 223,575   | 232,926   | 240,864   |
| 利 子 割 交 付 金     |           | 2,577     | 6,813     | 16,186    | 18,127    | 13,770    | 15,579    |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 |           |           |           |           |           |           |           |
| ゴルフ場利用税交付金      |           |           |           |           | 1,144     | 2,783     | 2,061     |
| 特 別 消 費 税 交 付 金 |           |           |           |           |           |           |           |
| 自動車取得税交付金       | 17,076    | 20,046    | 21,790    | 22,954    | 23,465    | 23,129    | 23,832    |
| 地 方 特 例 交 付 金   |           |           |           |           |           |           |           |
| 地 方 交 付 税       | 622,094   | 666,253   | 805,634   | 906,667   | 1,022,080 | 1,197,167 | 1,223,959 |
| 交通安全対策特別交付金     | 1,984     | 1,700     | 1,420     | 1,827     | 2,242     | 1,830     | 1,875     |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 19,146    | 37,046    | 23,827    | 27,048    | 34,394    | 46,340    | 73,035    |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 67,113    | 68,575    | 84,256    | 115,352   | 98,084    | 109,586   | 111,762   |
| 国 庫 支 出 金       | 306,036   | 172,787   | 221,506   | 160,761   | 266,281   | 228,455   | 504,516   |
| 県 支 出 金         | 153,923   | 268,968   | 233,751   | 206,863   | 271,791   | 298,084   | 909,903   |
| 財 産 収 入         | 29,876    | 22,416    | 36,521    | 39,557    | 761,120   | 269,205   | 496,934   |
| 寄 付 金           | 4,713     | 3,713     | 6,871     | 5,783     | 525       | 1,125     | 245       |
| 繰 入 金           | 150,519   | 15,006    | 135,989   | 22,499    | 361,434   | 212,278   | 792,385   |
| 繰 越 金           | 128,719   | 137,298   | 110,821   | 120,293   | 112,124   | 83,881    | 73,593    |
| 諸 収 入           | 175,823   | 35,845    | 55,985    | 65,672    | 67,915    | 52,525    | 71,326    |
| 町 債             | 267,950   | 273,515   | 528,600   | 472,500   | 253,900   | 749,200   | 1,149,200 |
| 合 計             | 2,968,813 | 2,780,370 | 3,396,226 | 3,346,698 | 4,464,255 | 4,501,269 | 6,735,128 |
| 対 元 年 対 比       | 87        | 82        | 100       | 99        | 131       | 133       | 198       |

2. 歳 出

| 年 度<br>科 目  | 62        | 63        | 元         | 2         | 3         | 4         | 5         |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 議 会 費       | 67,560    | 73,530    | 74,020    | 81,927    | 86,575    | 89,304    | 92,639    |
| 総 務 費       | 323,186   | 458,932   | 842,788   | 797,458   | 1,160,682 | 562,030   | 684,409   |
| 民 生 費       | 354,663   | 234,383   | 251,818   | 247,507   | 451,481   | 539,111   | 729,263   |
| 衛 生 費       | 108,523   | 113,698   | 134,560   | 143,514   | 175,559   | 216,142   | 243,338   |
| 農 林 水 産 業 費 | 289,201   | 440,910   | 337,564   | 374,474   | 411,897   | 579,112   | 544,657   |
| 商 工 費       | 5,028     | 4,524     | 404,053   | 236,338   | 101,874   | 45,196    | 31,879    |
| 土 木 費       | 458,554   | 406,764   | 400,452   | 401,599   | 582,190   | 505,531   | 1,332,332 |
| 消 防 費       | 87,228    | 94,553    | 103,791   | 241,192   | 124,441   | 256,041   | 126,883   |
| 教 育 費       | 659,468   | 505,507   | 307,954   | 330,627   | 829,953   | 1,127,822 | 1,784,615 |
| 災 害 復 旧 費   | 85,167    | 89,145    | 165,554   | 95,069    | 133,152   | 24,429    | 393,215   |
| 公 債 費       | 264,987   | 247,603   | 253,380   | 282,849   | 322,570   | 482,958   | 598,366   |
| 諸 支 出 金     | 127,950   |           |           | 2,020     |           |           |           |
| 合 計         | 2,831,515 | 2,669,549 | 3,275,934 | 3,234,574 | 4,380,374 | 4,427,676 | 6,561,596 |
| 対 元 年 対 比   | 86        | 81        | 100       | 99        | 134       | 135       | 200       |

## 各年度の事業内容

- 62年度－総合グラウンド夜間照明改修 久留味川工業団地用地取得 陵南小屋内運動場用地取得 同屋内運動場改築 公営住宅(玉利団地2号棟)建設 上床公園テニスコート新設 県茶業振興大会の開催
- 63年度－農村総合モデル事業着手 電算システム導入 高屋太鼓購入 溝辺中大規模改造 公営住宅(第2分割、石原団地)下水流・山下池改修 木場地区園場整備 家畜集合検査場増築 陵南小校庭拡張用地取得
- 元年度－町制施行30周年式典開催 家屋全棟調査 自治公民館ゲートボール場照明施設補助 竹子地区集会センター建設 十一月田池改修 農村総合モデル事業(宮川内農村公園、十三塚原農道舗装) 西郷公園大河ドラマ館 小・中学校パソコン一部導入
- 2年度－防災行政無線整備 久留味川工業団地造成 西郷公園駐車場 西郷公園通り2号線改良 現代錦絵「西南の役53景」購入 丹生付地区簡易水道事業 都市計画調査 剝岩池改修 十三塚原畑総事業完成
- 3年度－農村総合モデル事業(宮川内、竹山、北原集落道) 林道山神平線着工 商工会館建設助成 公営住宅(計3～5号棟) 北部開発用地処分 緊急地方法道馬立北原線着工 人材育成基金創設 みそめ館用地造成
- 4年度－保健福祉センター用地取得 デイサービス建設助成 合併浄化槽設置補助制度導入 農村総合モデル事業(極楽、北原、立岩、笹峰集落道、水尻原農道) 防災行政無線戸別受信機全戸配布 両中学校パソコン教室改修・機器の配置 みそめ館建設 南九州現代彫刻展開催 日韓親善子供大使友好の翼スタート 鍋地区開発用地取得
- 5年度－空港周辺環境整備基金創設 保健福祉センター建設 農村総合モデル事業(桑ノ丸、丹生付線外) 教育長住宅建設 陵南小大規模改造 両中機能回復施設整備 グリーン文化ホールみそめ館完成 農産加工施設
- 6年度－東瀬間利地区防災集団移転事業 茶主産地形成拡大事業創設 山神平線完成 ねたきり介護手当支給開始 保健福祉センター完成 町営ゲートボール場完成 農業経営改善支援センター設立 公営住宅(十文字団地1号棟) クロスロードフェスタ
- 7年度－農政指導員・畜産技術員配置 土層改良事業の導入 茶産地総合整備事業(F A工場) 産肉優秀牛貸付制度 町単農地流動化促進事業創設 急傾斜地崩壊対策(祝儀園地区) 単身者向前原団地 麓第1地区土地地区画整理事業着手 町営弓道場 前原地区住宅用地造成 全日空宿舎買収 奨学資金貸付制度の創設
- 8年度－ふれあいの健康づくり100万円事業 国際交流員の配置 シルバー人材センター設立 西郷公園整備・使用許可制へ移行 物産館「よこでろ」完成・特産品協会の設立 横大地区開発用地造成 公営住宅(原村団地)建替事業 屋外ステージ新築
- 9年度－九州お茶まつり鹿児島溝辺大会 溝辺小大規模改造 スポーツ公園・児童公園 グランドゴルフ場 公営住宅(十文字団地2号棟) スカイロードみぞべ4店舗オープン サザンスカイフェスタ開催 宮川内地区水田ほ場整備 住宅マスタープラン策定
- 10年度－栗下・三縄新田地区水田ほ場整備 公営住宅(原村団地2号棟) 特定公共賃貸住宅(前原団地2号棟) 心の教室相談員配置 溝辺中大規模改造
- 11年度－町制40周年記念式典 町ホームページ開設 ふるさと緊急農道(石原大川内岡線)県事業導入 林道(桑木鶴本・支線)整備着工 ふれあい温泉センター完成 上水道第3水源 地整備 始良伊佐介護保険組合設立 高齢者保健福祉・介護保険事業計画 溝辺中屋内運動場増改築 陵南小・中機能回復工事
- 12年度－介護保険制度スタート 資源ゴミ分別収集 宮脇地区水田ほ場整備 竹山ダム線法面改良 肉用牛蹄疫対策 空港南タウン1～3号棟・集会場完成 学校給食センター改築 IT技術講習用パソコンの整備 第4期溝辺町総合計画策定
- 13年度－J A茶加工施設 肉用牛BSE対策 竹子小大規模改造・機能回復工事 陵南幼稚園増改築・機能回復工事 名誉町民野村秀男氏合同葬 らくらくインターネット塾開講 新分野進出等企業支援補助 本庁舎空調設備改修
- 14年度－BSE対策畜産経営安定維持支援助成、ふるさと林道緊急整備事業(城ヶ尾線・論地線)、林業地域総合整備事業桑木鶴線、住宅マスタープラン作成、消防ポンプ車(中央分団)購入、溝小屋内運動場改築設計業務委託、竹子小屋内運動場屋根防水改修、IT講習事業
- 15年度－新世代地域ケーブルテレビ施設整備 多目的交流施設上床ドーむ完成 消防ポンプ車(麓分団)購入 溝辺小屋内運動場改築 上床公園駐車場舗装工事 みそめ館図書室蔵書データベース化管理委託事業

## 第2部 行政編

### 第55表 国民健康保険事業特別会計決算状況

#### 1 歳 入

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 国民健康<br>保 険 税 | 使用料及<br>び手数料 | 国 庫 支<br>出 金 | 県支出金<br>(15年度中6) | 療養給付<br>費交付金 | 准会<br>支 出 金 | 共同事業<br>交 付 金 | 財 政<br>収 入 | 繰 入 金   | 繰 越 金   | 諸 収 入 | 合 計     |
|----------|---------------|--------------|--------------|------------------|--------------|-------------|---------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| 62       | 155,271       | 37           | 279,211      |                  | 13,886       |             | 2,659         | 6,550      | 1,000   | 40,701  | 3,346 | 458,676 |
| 63       | 175,211       | 52           | 238,010      |                  | 21,936       |             | 2,989         | 5,971      | 12,458  | 65,462  | 3,553 | 456,690 |
| 元        | 183,050       | 48           | 267,039      |                  | 22,557       |             | 4,112         | 6,075      | 14,038  | 75,526  | 3,062 | 496,919 |
| 2        | 195,301       | 51           | 233,481      |                  | 16,997       |             | 3,827         | 7,573      | 12,005  | 88,332  | 8,297 | 469,237 |
| 3        | 195,656       | 46           | 224,578      |                  | 15,853       |             | 3,029         | 11,763     | 12,401  | 104,915 | 7,375 | 463,329 |
| 4        | 194,958       | 40           | 220,822      |                  | 30,940       |             | 1,606         | 13,815     | 25,596  | 68,200  | 3,445 | 487,781 |
| 5        | 192,356       | 38           | 226,348      |                  | 39,765       |             | 3,455         | 18,657     | 27,666  | 70,546  | 1,818 | 508,290 |
| 6        | 185,546       | 46           | 227,005      |                  | 35,202       |             | 3,547         | 6,453      | 33,812  | 67,933  | 2,350 | 491,617 |
| 7        | 197,164       | 43           | 229,559      |                  | 57,413       |             | 5,755         | 5,584      | 37,416  | 60,131  | 605   | 532,941 |
| 8        | 199,725       | 47           | 276,268      |                  | 52,363       |             | 10,271        | 3,458      | 41,267  | 63,221  | 2,453 | 583,407 |
| 9        | 206,481       | 48           | 271,051      |                  | 40,893       |             | 4,847         | 2,545      | 44,110  | 59,049  | 2,114 | 569,984 |
| 10       | 198,677       | 62           | 272,958      |                  | 48,694       |             | 9,910         | 4,660      | 40,237  | 59,463  | 865   | 575,208 |
| 11       | 210,585       | 55           | 281,350      |                  | 53,919       |             | 9,657         | 1,304      | 48,864  | 56,099  | 2,013 | 605,745 |
| 12       | 215,554       | 71           | 312,565      |                  | 62,105       | 3,628       | 6,652         | 2,489      | 73,753  | 51,207  | 699   | 676,829 |
| 13       | 206,821       | 63           | 311,373      |                  | 62,150       | 3,533       | 6,609         | 936        | 86,930  | 48,017  | 263   | 678,428 |
| 14       | 212,777       | 61           | 289,197      |                  | 78,867       |             | 15,188        | 1,309      | 57,111  | 35,200  | 5,707 | 695,417 |
| 15       | 192,895       | 75           | 309,565      | 3,653            | 86,772       |             | 9,837         | 592        | 108,304 | 40,897  | 896   | 753,486 |

#### 2 歳 出

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 総務費    | 保険給<br>付 費 | 老人保健<br>拠 出 金 | 介護納<br>付 金 | 共同事業<br>拠 出 金 | 保健事<br>業費※ | 基 金<br>積 立 金 | 公債費 | 諸 支<br>出 金 | 予備費 | 合 計     |
|----------|--------|------------|---------------|------------|---------------|------------|--------------|-----|------------|-----|---------|
| 62       | 17,878 | 318,981    | 83,303        |            | 2,530         | 8,291      | 6,140        | 72  | 4          |     | 437,199 |
| 63       | 18,899 | 312,897    | 101,288       |            | 2,814         | 6,585      | 5,963        |     | 1,670      |     | 450,116 |
| 元        | 20,442 | 316,323    | 130,880       |            | 2,778         | 6,541      | 6,068        |     | 4,143      |     | 487,175 |
| 2        | 21,361 | 302,024    | 115,950       |            | 2,752         | 6,801      | 7,566        |     | 4,494      |     | 460,948 |
| 3        | 22,691 | 310,414    | 91,678        |            | 2,667         | 15,444     | 63,046       |     | 1,475      |     | 507,415 |
| 4        | 7,310  | 344,490    | 110,379       |            | 2,587         | 8,102      | 13,801       |     | 2,207      |     | 488,876 |
| 5        | 8,745  | 350,217    | 108,746       |            | 3,843         | 8,954      | 28,648       |     | 3,564      |     | 512,717 |
| 6        | 6,130  | 353,670    | 120,223       |            | 5,254         | 8,064      | 6,446        |     | 1,977      |     | 501,764 |
| 7        | 5,551  | 359,144    | 139,906       |            | 5,375         | 14,843     | 5,580        |     | 51         |     | 530,450 |
| 8        | 5,338  | 402,977    | 156,220       |            | 5,324         | 14,823     | 3,458        | 28  | 1,857      |     | 590,025 |
| 9        | 4,714  | 398,298    | 140,514       |            | 5,198         | 14,716     | 2,545        |     | 5,690      |     | 571,675 |
| 10       | 5,459  | 389,261    | 161,114       |            | 5,232         | 12,059     | 4,660        |     | 1,643      |     | 579,428 |
| 11       | 5,315  | 401,853    | 182,185       |            | 5,357         | 13,003     | 1,304        |     | 3,622      |     | 612,639 |
| 12       | 11,461 | 417,426    | 198,930       | 33,715     | 5,626         | 7,544      | 2,489        |     | 3,515      |     | 680,706 |
| 13       | 5,458  | 435,148    | 199,141       | 36,964     | 5,657         | 7,032      | 936          |     | 1,129      |     | 691,465 |
| 14       | 5,547  | 421,577    | 178,392       | 34,053     | 5,836         | 7,227      | 1,309        |     | 579        |     | 654,520 |
| 15       | 4,004  | 451,498    | 191,841       | 38,357     | 15,350        | 19,091     | 592          |     | 298        |     | 721,031 |

※ 保健事業費は、平成7年度までは保険施設費

第56表 老人保健特別会計決算状況

1 歳 入

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 支払基金<br>交付金 | 国庫支出金   | 県支出金   | 繰入金    | 繰越金   | 諸収入   | 合 計     |
|----------|-------------|---------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 62       | 225,283     | 63,754  | 15,967 | 20,857 | 3,406 | 179   | 329,446 |
| 63       | 250,393     | 72,382  | 18,253 | 16,944 | 5     | 118   | 358,095 |
| 元        | 255,927     | 71,523  | 17,897 | 29,055 |       | 955   | 375,357 |
| 2        | 317,678     | 96,789  | 24,181 | 14,214 |       | 350   | 453,212 |
| 3        | 294,409     | 84,435  | 21,333 | 37,599 |       | 524   | 438,300 |
| 4        | 322,221     | 111,419 | 27,793 | 22,451 |       | 1,411 | 485,295 |
| 5        | 334,378     | 117,020 | 30,359 | 29,376 |       | 786   | 511,919 |
| 6        | 369,195     | 128,559 | 32,307 | 57,539 |       | 28    | 587,628 |
| 7        | 385,899     | 150,953 | 36,711 | 55,598 |       | 46    | 629,207 |
| 8        | 473,112     | 164,646 | 43,539 | 42,486 |       | 15    | 723,798 |
| 9        | 468,578     | 180,317 | 44,904 | 53,748 |       | 858   | 748,405 |
| 10       | 537,966     | 194,595 | 50,649 | 61,550 |       | 2,277 | 847,037 |
| 11       | 577,812     | 218,879 | 53,812 | 48,955 |       | 2,123 | 901,581 |
| 12       | 549,760     | 163,738 | 39,947 | 39,563 |       | 406   | 793,414 |
| 13       | 591,793     | 165,680 | 41,947 | 58,528 |       | 371   | 858,319 |
| 14       | 607,589     | 180,293 | 46,484 | 57,653 |       | 1     | 892,020 |
| 15       | 591,783     | 213,949 | 51,815 | 47,558 |       | 553   | 905,658 |

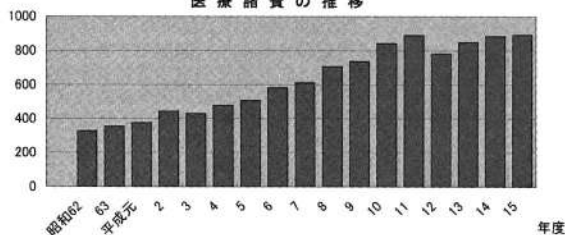
2 歳 出

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 総 務 費 | 医 療 諸 費 | 諸 支 出 金 | 合 計     |
|----------|-------|---------|---------|---------|
| 62       | 99    | 325,929 | 3,413   | 329,441 |
| 63       | 127   | 353,416 | 4,552   | 353,543 |
| 元        | 104   | 374,254 | 999     | 375,357 |
| 2        | 147   | 443,376 | 9,688   | 453,211 |
| 3        | 730   | 429,734 | 7,836   | 438,300 |
| 4        | 216   | 477,474 | 7,604   | 485,294 |
| 5        | 244   | 507,251 | 4,424   | 511,919 |
| 6        | 311   | 582,406 | 4,911   | 587,628 |
| 7        | 275   | 610,619 | 18,313  | 629,207 |
| 8        | 264   | 704,749 | 18,785  | 723,798 |
| 9        | 549   | 735,034 | 12,822  | 748,405 |
| 10       | 251   | 841,899 | 4,887   | 847,037 |
| 11       | 255   | 889,965 | 11,361  | 901,581 |
| 12       | 307   | 781,514 | 11,593  | 793,414 |
| 13       | 272   | 849,098 | 8,949   | 858,319 |
| 14       | 455   | 884,491 | 7,074   | 892,020 |
| 15       | 328   | 893,570 | 11,760  | 905,658 |

百万円

医療諸費の推移



第2部 行政編

第57表 介護保険特別会計決算状況

1 歳 入

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 保険料    | 使用料及<br>び手数料 | 国 庫<br>支出金 | 支払基金<br>交 付 金 | 県支<br>出金 | 財産<br>収入 | 繰入金     | 繰越金    | 諸収入 | 町 債    | 合 計     |
|----------|--------|--------------|------------|---------------|----------|----------|---------|--------|-----|--------|---------|
| 12       | 12,826 |              | 101,138    | 137,539       | 44,873   |          | 111,774 |        | 8   |        | 408,158 |
| 13       | 38,675 | 5            | 125,223    | 147,832       | 56,951   |          | 75,166  | 21,427 | 2   | 31,700 | 496,981 |
| 14       | 53,167 | 7            | 126,908    | 157,786       | 59,880   |          | 79,314  | 5,023  |     | 15,000 | 497,085 |
| 15       | 79,519 | 4            | 146,035    | 147,003       | 59,266   |          | 66,057  | 5,753  | 4   |        | 503,641 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 総 務 費  | 保 給<br>付 費 | 財政安定化<br>基金拠出金 | 基 金<br>積 立 金 | 公債費 | 諸支出金   | 合 計     |
|----------|--------|------------|----------------|--------------|-----|--------|---------|
| 12       | 14,159 | 370,902    | 1,670          |              |     |        | 386,731 |
| 13       | 14,825 | 450,739    | 1,670          |              |     | 24,725 | 491,959 |
| 14       | 13,389 | 468,449    | 1,670          | 4,488        |     | 3,335  | 491,331 |
| 15       | 21,048 | 460,243    | 5,668          | 800          |     | 9,124  | 496,883 |

第58表 麓第一土地区画整理事業特別会計決算状況

2 歳 出

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 財産収入   | 繰 入 金 | 繰 越 金 | 諸 収 入 | 町 債     | 合 計     |
|----------|--------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 8        |        | 325   |       | 1     | 164,000 | 164,326 |
| 9        |        | 596   | 172   | 1     | 148,000 | 148,769 |
| 10       |        | 299   | 125   |       | 98,000  | 98,424  |
| 11       |        | 299   | 419   | 1     | 59,500  | 60,219  |
| 12       |        | 299   | 168   |       | 59,300  | 59,767  |
| 13       | 44,919 | 300   | 215   | 2     | 14,000  | 59,436  |
| 14       | 29,682 | 300   | 1,520 |       | 13,300  | 44,802  |
| 15       | 39,955 | 300   | 211   |       | 12,500  | 52,966  |

2 歳 出

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 都 市 計 画 費 | 公 債 費  | 合 計     |
|----------|-----------|--------|---------|
| 8        | 164,154   |        | 164,154 |
| 9        | 144,724   | 3,926  | 148,650 |
| 10       | 89,878    | 8,128  | 98,006  |
| 11       | 49,450    | 10,600 | 60,050  |
| 12       | 47,566    | 11,985 | 59,551  |
| 13       | 45,595    | 12,322 | 57,918  |
| 14       | 219       | 44,372 | 44,591  |
| 15       | 171       | 50,321 | 50,492  |

第59表 空港県営駐車場管理事業特別会計決算状況

1 歳 入

(単位：千円)

| 区分<br>年度 | 県支出金   | 繰入金   | 繰越金   | 財産収入 | 諸収入   | 合計     |
|----------|--------|-------|-------|------|-------|--------|
| 62       | 42,195 |       | 955   | 206  | 22    | 43,378 |
| 63       | 42,766 |       | 951   | 179  | 24    | 43,920 |
| 元        | 44,757 | 1,754 | 1,500 | 185  | 31    | 48,227 |
| 2        | 41,515 |       | 896   | 207  | 135   | 42,753 |
| 3        | 39,363 |       | 2,297 | 238  | 115   | 42,013 |
| 4        | 40,245 |       | 1,942 | 402  | 97    | 42,686 |
| 5        | 42,182 | 3,425 | 1,923 | 456  | 122   | 48,108 |
| 6        | 43,497 | 349   | 1,961 | 239  | 72    | 46,118 |
| 7        | 42,475 | 1,548 | 2,094 | 162  | 822   | 47,101 |
| 8        | 43,833 | 2,300 | 1,385 | 91   | 934   | 48,543 |
| 9        | 47,416 | 3,050 | 1,144 | 41   | 1,005 | 52,656 |
| 10       | 49,785 |       | 1,137 | 9    | 1,020 | 51,951 |
| 11       | 49,233 |       | 1,173 | 8    | 1,001 | 51,415 |
| 12       | 47,988 |       | 2,970 | 5    | 937   | 51,900 |
| 13       | 48,804 |       | 5,595 | 5    | 947   | 55,351 |
| 14       | 49,424 |       | 8,597 | 2    | 926   | 58,949 |
| 15       | 50,497 |       | 2,450 | 6    | 918   | 53,871 |

2 歳 出 (単位：千円)

| 区分<br>年度 | 総務費    | 合計     |
|----------|--------|--------|
| 62       | 42,427 | 42,427 |
| 63       | 42,420 | 42,420 |
| 元        | 47,331 | 47,331 |
| 2        | 40,456 | 40,456 |
| 3        | 40,072 | 40,072 |
| 4        | 40,813 | 40,813 |
| 5        | 46,147 | 46,147 |
| 6        | 44,024 | 44,024 |
| 7        | 45,716 | 45,716 |
| 8        | 47,400 | 47,400 |
| 9        | 51,519 | 51,519 |
| 10       | 50,777 | 50,777 |
| 11       | 48,445 | 48,445 |
| 12       | 46,304 | 46,304 |
| 13       | 46,754 | 46,754 |
| 14       | 56,499 | 56,499 |
| 15       | 51,549 | 51,549 |

## 第五章 消防と安全対策

### 一 消防

#### (一) 常備消防

始良郡西部消防組合は昭和四十六年四月設立認可され、初代管理者兼消防長に曾木加治木町長を、消防本部を加治木町役場において発足、四十七年四月消防本部、消防署の政令指定を受け、仮設による本部・署、蒲生・溝辺分遣所を置き消防業務の実働を開始した。

五月に蒲生分遣所、八月に消防本部・消防庁舎、九月には空港横に溝辺分遣所（完成までの間旧玉利中跡に仮設）が相次いで完成し、消防・救急業務の体制を整え、その後消防機材等整備の充実を図ってきた。

五年十月、吉田町からの加入に関する覚書を調印、翌年四月組合規約を変更し、十月から吉田分遣所の業務を開始、更に十年四月始良分遣所を配置し、一本部と中央消防署に本署と四分遣所を置く体制とした。

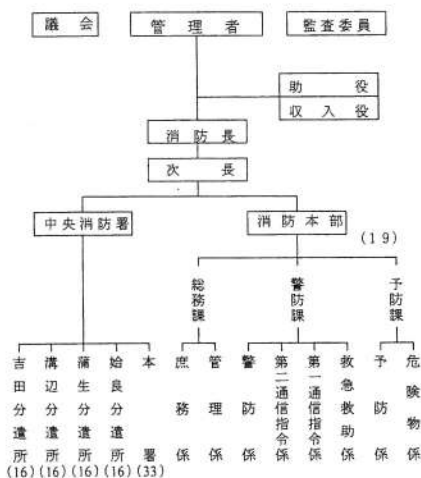
十一年、本部に消防緊急通信指令施設を整備、十三年には高規格救急自動車の運用を開始し、現在に至っている。

また、設立当初建設した分遣所は、老朽・狹隘なことから十三年に蒲生分遣所を、十四年には溝辺分遣所を新築移転した。

現在（平成十五年四月一日）の職員数は、一一八名で出身町別職員は始良町五〇、加治木町二八、蒲生町一五、溝辺町一六、吉田町五、管外四名となっている。

#### 1 組合組織（平成十五年四月一日現在）

第3図 始良郡西部消防組合組合組織図  
(平成15年4月1日現在)



## 2 歴代管理者・議長・消防長及び溝辺分遣所長

## ◇管理者

曾木 隆輝 昭和46・4・1～49・12・10

東 国雄 49・12・11～61・12・14

西野 繁 61・12・15～平成3・1・30

榎山 和實 3・1・31～11・1・22

福元 久夫 11・1・29～現在

## ◇議長

国生 文夫 昭和46・4・4～46・6

後藤 景雄 46・7・50～5・5

池田 章 50・6・54～5・5

森川 重男 54・6・58～6・6

国生 文夫 58・7・62～5・5

小門口嘉明 62・5・平成2・4

国生 文夫 2・5・3・5

今吉 耕夫 3・5・4・3

春山 義治 4・3・11・4

風呂 静夫 11・5・15・4

## ◇消防長

新屋 幸一 15・5～現在

初代 曾木 隆輝 昭和46・4・1～47・3・31

2代 下猶 篤男 47・4・1～49・12・31

3代 坂元 満男 50・1・1～53・3・31

4代 右田 光男 53・4・1～58・7・31

5代 村岡 創造 58・8・1～61・12・31

6代 木場 政昭 62・1・1～62・3・31

7代 迫屋 清治 62・4・1～平成2・3・31

8代 雨乞 信 2・4・1～9・3・31

9代 猶木 龍美 9・4・1～12・3・31

10代 森田 峯一 12・4・1～現在

## ◇溝辺分遣所長

初代 下園 成哉 昭和47・4・1～48・9・30

2代 米増 利夫 48・10・1～54・3・31

3代 安楽 道男 54・4・1～58・3・31

4代 奥村 昌彦 58・4・1～61・6・30

5代 外村 幸夫 61・7・1～62・3・31

6代 久木田貞洋 62・4・1～平成2・8・31

7代 科木 柁 2・9・1～6・10・31

8代 久木田貞洋 6・11・1～7・3・31

9代 堂平 完司 7・4・1～9・3・31

|     |       |        |         |
|-----|-------|--------|---------|
| 10代 | 竹下 友啓 | 9・4・1  | 11・3・31 |
| 11代 | 久木田貞洋 | 11・4・1 | 12・3・31 |
| 12代 | 櫻木 俊雄 | 12・4・1 | 13・3・31 |
| 13代 | 丸尾 政国 | 13・4・1 | 14・3・31 |
| 14代 | 川田 末治 | 14・4・1 | 15・3・31 |
| 15代 | 前田 郁夫 | 15・4・1 | 16・3・31 |
| 16代 | 楠木 四美 | 16・4・1 | 現在      |

## (二) 非常備消防

昭和二十三年、自治体消防制度が確立されてから五七年を経て、消防の仕事は昔ながらの火消しから、火災の予防、危険物の規制、防災など広範囲なものへと変わり、施設・装備も格段の進歩を遂げ、操法技術訓練は実戦に適った水出し操法となった。

また消防団員のイメージアップを図るため、被服等も一新された。

本町消防団は、操法技術大会では始良伊佐支部の常連として県大会へ駒を進めるなど、日頃の訓練と弛まざる努力を以てその伝統を引き継いでいる。

消防機材もその充実を図ってきたところであるが、特に平成十四、十五年には空港環境整備協会の高配によりポンプ車を更新、中央・麓の両分団に配備した。

### 1 歴代団長

|     |       |          |
|-----|-------|----------|
| 初代  | 原田 茂夫 |          |
| 2代  | 丹生附兼彦 |          |
| 3代  | 田畑 耕夫 |          |
| 4代  | 有馬 四郎 | 昭和30・6・1 |
| 5代  | 住吉 三郎 | 35・2・26  |
| 6代  | 重留三千夫 | 43・4・1   |
| 7代  | 福永 春雄 | 47・4・1   |
| 8代  | 春田 忍  | 63・4・1   |
| 9代  | 重森 實衛 | 5・4・1    |
| 10代 | 今島 六男 | 16・4・1   |

### 2 溝辺町消防組織(平成十六年四月一日現在)

◇団長 今島 六男 ◇下園 一信

○中央分団(有川、三縄、麓の一部)

分団長 山口 春男(定員四五、現員四四)

○竹子分団(竹子)

分団長 丸山 重記(定員三〇、現員三〇)

○麓分団（麓）

分団長 徳重 利幸（定員三〇、現員二六）

○崎森分団（崎森）

分団長 岩元 実幸（定員二〇、現員一六）

4 消防操法大会

○始良伊佐支部大会

昭和六十三年度

小型ポンプの部 竹子分団 優勝

自動車ポンプの部 崎森分団 三位

平成二年度

小型ポンプの部 竹子分団 優勝

自動車ポンプの部 竹子分団 二位

平成四年度

小型ポンプの部 竹子分団 優勝

自動車ポンプの部 竹子分団 五位

平成六年度

小型ポンプの部 竹子分団 八位

自動車ポンプの部 崎森分団 五位

平成八年度

小型ポンプの部 竹子分団 優勝

自動車ポンプの部 竹子分団 二位

平成十年度

小型ポンプの部 崎森分団 七位

自動車ポンプの部 竹子分団 二位

平成十二年度

小型ポンプの部 竹子分団 九位

自動車ポンプの部 竹子分団 優勝

平成十四年度

小型ポンプの部 中央分団 三位

自動車ポンプの部 竹子分団 優勝

平成十六年度

小型ポンプの部 麓分団 三位

自動車ポンプの部 竹子分団 優勝

○県大会

第一七回大会（昭和六十三年）

小型ポンプの部 竹子分団 三位

個人技能賞 壱岐良巳

第一八回大会（平成二年）

小型ポンプの部 竹子分団 七位

個人技能賞 丸山重記

第60表 火災発生状況

| 区分 年次       |       | 平成10   | 11     | 12     | 13    | 14     | 15    |
|-------------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 火災件数(件)     | 総 数   | 6      | 6      | 5      | 5     | 7      | 9     |
|             | 建 物   | 5      | 5      | 4      | 2     | 4      | 5     |
|             | 林 野   |        |        |        | 1     | 2      | 3     |
|             | 車 両   | 1      | 1      | 1      | 2     | 1      |       |
|             | その他   |        |        |        |       |        | 1     |
| 焼失面積        | 建 物   | 555    | 1,006  | 194    | 129   | 479    | 85    |
|             | 林野(a) |        |        |        | 2     | 23     | 3     |
| 罹災者         | 世 帯   | 4      | 4      | 4      | 3     | 3      | 3     |
|             | 人 員   | 9      | 12     | 10     | 3     | 7      | 8     |
| 死 者<br>(人)  |       |        |        | 1      |       |        |       |
| 損害額<br>(千円) |       | 19,648 | 22,733 | 41,567 | 5,578 | 36,995 | 5,520 |

第一九回大会(平成四年)

小型ポンプの部 竹子分団 五位

第二一回大会(平成八年)

小型ポンプの部 竹子分団 七位

第二三回大会(平成十二年)

自動車ポンプの部 竹子分団 六位

第二四回大会(平成十四年)

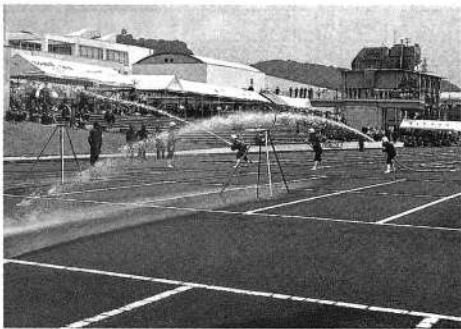
自動車ポンプの部 竹子分団 準優勝

第二五回大会(平成十六年)

自動車ポンプの部 竹子分団 五位

3 火災発生状況

ここ五ヶ年間における火災の状況は、第60表の通りである。また最近原因不明の原野ぼや火災が発生している。



消防操法大会

## 二 交通安全対策

### 1 交通事故の状況とその抑止対策

本町における交通事故による死傷者は、全国的に第一次交通戦争と呼ばれた昭和五十八年以降は減少傾向にあったものの、第61表のとおり平成三年に五六名（死者一名）であったが、その後平成十二年には一一八名（死者四名）、平成十五年には一二三名（死者二名）と増加傾向にあり極めて憂慮すべき状況となっている。

これらの交通事故の要因についてみると、第一に自動車の保有台数及び運転免許保有台数の大幅な増加に起因することもあるが、特に本町は鹿児島空港を中心とした空陸要衝の地であることから、空港利用者等の増加による通行車両が増加し、空港周辺及び国道・県道との交差点内事故が多発している。

また、前方不注意や安全不確認などのちょっとした不注意、徐行違反、一時不停止による出会い頭の事故も多く見られる。

第二に地形上の問題として、急勾配・急カーブが多く

道路環境の形態から事故発生につながるものもある。しかしながら、これらは道路環境の整備も重要ではあるが、運転者自身の道路環境に順応した運転の徹底が必要である。

第三に高齢化の進展に伴う高齢歩行者が、急速に変化する交通環境に順応できず事故が多発している。また、中学生、高校生の通学が遠距離通学により、朝夕の交通量の多い時間帯、特に夕暮れ時の自転車、二輪車事故が増加している。

第四に飲酒及び速度違反による重大事故が発生しているが、これらは交通事故に対する慣れ、交通事故及び交通違反に対する罪悪感の低下、交通規範その他遵法精神の欠如によるもので、町民のモラルに係る根本的改善が極めて重要である。

今後の交通安全対策を考えるにあたっては、人命尊重の理念のもとに安全で快適な交通社会を実現することを目標として、特に子供、老人、自転車利用者、身体障害者等交通弱者が安心して通行できる道路交通環境の確立、また交通道徳に基づいた交通安全意識の高揚を図り、交通事故を最小限にとどめる体制を確立する必要がある。

る。

そのため、利便性をも考慮した交通安全施設（最近における交通安全施設の整備状況は第62表に掲げた。）の整備充実、幼児から高齢者まで生涯を通じた交通安全教育の充実、地元交通安全協会、交通安全母の会及び自治公民館を中心とする地域の自主的な交通安全活動の推進を図る一方、交通事故相談等被害者の救済を始める各般の交通安全対策を総合的且つ強力に実施していく必要がある。

## 2 具体的な安全対策

道路交通網の発達や自動車台数の増加等に伴い、ますます交通環境が悪くなる状況の中で、交通安全施設の整備充実はもとより、幼稚園・保育園・小中学校における交通安全教室や老人クラブでの交通安全に対する講話、実技指導など進めている。

また交通安全協会、自治公民館交通婦人部や交通安全母の会による街頭活動や児童生徒の通学時における街頭補導を実施している。

第62表 交通安全施設整備状況

| 区 分  | 道路反射鏡<br>(本) | 防護柵<br>(m) | 区画線<br>(m) |
|------|--------------|------------|------------|
| 平成9年 | 14           | 197        | 480        |
| 10   | 15           | 33         | 8,837      |
| 11   | 18           | 32         | 4,033      |
| 12   | 13           | 57         | 1,102      |
| 13   | 16           | 270        | 1,931      |
| 14   | 24           | 80         | 2,390      |
| 15   | 12           | 83         | 881        |

第61表 溝辺町の交通事故発生状況

| 区 分  | 発生件数<br>(件) | 死傷者数 (人) |     |     |
|------|-------------|----------|-----|-----|
|      |             | 計        | 死 者 | 負傷者 |
| 平成元年 | 73          | 92       | 1   | 91  |
| 2    | 55          | 66       | 3   | 63  |
| 3    | 49          | 56       | 1   | 55  |
| 4    | 63          | 77       | 1   | 76  |
| 5    | 54          | 67       | 0   | 67  |
| 6    | 59          | 69       | 1   | 68  |
| 7    | 59          | 73       | 0   | 73  |
| 8    | 77          | 102      | 2   | 100 |
| 9    | 58          | 82       | 3   | 79  |
| 10   | 73          | 91       | 0   | 91  |
| 11   | 66          | 92       | 1   | 91  |
| 12   | 79          | 118      | 4   | 114 |
| 13   | 81          | 102      | 0   | 102 |
| 14   | 71          | 87       | 0   | 87  |
| 15   | 94          | 123      | 2   | 121 |

### 三 防災のための集団移転

平成五年七月三十一日、台風六号を伴った集中豪雨に見舞われ、瀬間利地区において裏山の崩壊による住宅全壊一棟、一部損壊一棟の災害が発生した。

早速、人命に危険の恐れのある集落内一〇数戸で移転について話し合いがもたれ、移転後も集落の形態を崩さず耕作可能な場所を求めたが、農用地区域外には適地が見いだせず、また農用地区域内の除外許可は不可能であるとの結論にいたり、苦慮していたところ、県から事業後八年以内の農地であっても特例として緩和措置が受けられるかもとの連絡を受けて、集団による農用地区内への移転を町に要望した。町では、移転先農用地除外が平成六年度の特例措置として、許可の見通しと関係住民の集団移転の同意を得て、防災集団移転事業を平成六年度事業として実施することとした。

この事業は国土庁が所管するもので、県地方課を通じて要望を重ねてきたところ、翌六年三月国土庁から事業予定地の現地視察が行われ、その後県・国土庁との調整を

整え、十月、集団移転促進事業計画承認申請を提出、同月内閣総理大臣からの承認書が国土庁において当時の有村助役に直接手交された。

当時、雲仙普賢岳の大規模火砕流災害による長崎県島原市で同事業が実施されていたが、全国的にも特異な事業でもあり、事業執行には直接国土庁とのやりとりで複雑困難を極めた。

移転先地は、移転者の要望もくみ、役場関係各課協議の上支障なしとの判断から、有川字有川原、中原の畑五筆七、三七七<sup>二</sup>㎡を土地開発基金で先行取得、団地名を中原団地とし、最終的に移転戸数を一〇戸として事業を進め七年六月宅地造成工事は完成した。

完成宅地については、補助事業の性質上一〇年間の貸付地として十月移転者と土地使用賃貸契約を締結した。尚、貸付期間満了後において移転者に譲渡することとした。

また移転跡地については宅地、農地等二一、五二九・〇三<sup>三</sup>㎡は町で取得し県条例により災害危険区域の指定を受けた。

移転者及び事業概要は次の通り。

移転者 國生三郎、海老原勝巳、國生政一、國生綾子、國生政志、國生末夫、國生正義、國生二夫、海老原登、國生友次

事業費総額 一一三、四四四、一四五円

事業費の内訳

移転先用地購入費 一一、八〇三、二〇〇円

測量設計業務委託 二、〇六〇、〇〇〇円

造成工事費 四五、三二〇、〇〇〇円

確定測量業務委託 一、七六二、七〇〇円

防災集団移転促進事業補助金

利子補給補助 二八、四九一、〇〇〇円

移転費助成 八、七三六、〇〇〇円

移転跡地購入費 一五、二七一、二四五円

財源区分

国庫補助金 四三、七五七、〇〇〇円

町 債 三六、六〇〇、〇〇〇円

一般財源 三三、〇八七、一四五円

※東瀬間利地区災害発生から一週間後八・六水害（竜ヶ水地区）が発生、甚大な災害が発生した。



#### 四 防災行政無線

情報連絡網の整備は、過疎地域指定を受けたときからの課題であった。昭和六十三年から元年度にかけふるさと創生資金（注二）一億円が交付された。その一部を活用し、情報網の整備を検討、防災行政無線は事業費が多額に上ることから、比較的安価で対応できるNTT回線を利用したオフトーク通信サービス導入を計画し、三、五〇〇万円の予算を計上した。その後、先進地宮崎県椎葉村へ議会、公民館長の研修を実施し、広く町民に問うため各自治公民館にオフトークの希望状況の調査を行った。

しかしながら、オフトーク通信には月五〇〇円（うち町助成二〇〇円）の負担が伴うことから同意を得られず、計画を断念せざるを得なかった。

平成二年、今吉町長は二期目の再選と同時に、防災まちづくり事業債（注二）を活用した防災行政無線施設の設置を計画した。

防災行政無線は、同報系と移動系からなり、同報系は、

役場庁舎に親局を置き、遠隔制御器を消防分遣署（始良西部消防組合本部）に通信指令台が設置されたことから、十三年十月から本署へ移転）に設置、町内二八カ所に屋外拡声子局（トランペット方式）を配置、また戸別受信機二〇〇機を消防団幹部、公民館長、役場職員など関係者に配置した。移動系については、国庫事業として採択を受け、中継局を麓共同施設に置き、各分団消防車、役場公用車に配備し緊急事態に備えることとし、熊本電波監理局の許可を受け三年四月から運用を開始した。

然し、同報系については各戸配布の要望があることから、継続事業の承認を受け四年度までに更に二、四一〇機の戸別無線機を導入し町内全戸に配置した。

防災面をはじめ、定時放送による行政伝達等幅広い運用をしてきたが、無線がアナログ方式からデジタル化への移行問題もあり、今後はケーブルテレビへと行政伝達手段が代わっていくものと思われる。

#### 事業費

|     |             |
|-----|-------------|
| 同報系 | 二億一、三三五万四千円 |
| 移動系 | 三、七九〇万四千円   |
| 計   | 二億五、一二五万八千円 |

財源内訳

国庫補助金 一、〇五九万八千円

起債 二億 一四〇万円

(うち特別分 一億八、〇三九万円)

一般分 二、一一〇万円)

一般財源 二、一一〇万円

(注一) ふるさと創生資金

昭和六十三年竹下政権が誕生すると同時に、国土の調和ある発展を念願し、ふるさと創生論が急速に浮上、その対策の一環として、自ら考え自ら実践するまちづくりを目標に地方交付税不交付団体を除き、一律一億円を交付税特別枠として六十二年二千万円、元年度八千万円を交付した。この資金は普通交付税の基準財政需要額に加算され、年々縮小されたが十三年度まで措置された。

(注二) 防災まちづくり事業債

地域総合整備事業債は、地方単独事業として自主的・主体的な地域の総合整備のため昭和五十三年に創設され、五十九年度まちづくり特別対策事業の創設に伴い、「特別分」の区分が設けられた。この中に防災まちづくりのための公共施設の整備事業が盛り込まれ、起債充当率は概ね九五%とし、うち特別分を八五%、残りを一般分で充当された。

この特別分については、後年度において元利償還金の一部

を普通交付税の基準財政需要額に算入される。



防災行政無線 放送室